

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設廃棄物建屋(1))」

2. 日時：令和4年4月13日(水) 15時00分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原主任安全審査官、武田安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 「設工認申請(廃棄物建屋の増設)について」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和4年4月5日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000210.html
- ・ 令和4年4月5日
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	日本原燃濃縮施設の設工認に係るヒアリングの方始めます。
0:00:04	最初に注意事項についてお伝えします。
0:00:07	ヒアリングでは議場発言しないようにしてください。発言を示してしまった場合には、その旨指摘するようにしてください。
0:00:16	発言の際は元に所属氏名を述べてから発言の方をお願いします。
0:00:20	発言をしない際はマイクをミュートにするようにお願いします。
0:00:27	本日のヒアリングですけれども、4月5日に申請のあった資料、
0:00:33	また、本日、
0:00:36	付の資料がございますけれどもこちらに基づき、こちらから指摘する形で行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。
0:00:45	まずこちらの出席者ですけれども、
0:00:48	会議室の方から、
0:00:52	タカナシフジワラカワラサキオオハシ。
0:00:54	遅れて多分、コサクと、あとタケダの方が、タケダwebになると思いますけれども参加すると。
0:01:02	いう予定になっています。
0:01:04	それでは、打田、こちらから指摘する形で行いたいと思いますけれども、
0:01:09	まず原燃側の出席者の方をちょっと説明いただいてよろしいでしょうか。
0:01:15	日本原燃の榎尾ヤギハシです。本日の出席者ですが、藤井のサカモト、カノウジ、シバタ、ワカバヤシ、カタノ、
0:01:26	キムラ、関谷氏の計8名で対応させていただきます。説明の、ヒアリングの進め方については、先ほどご提示あった内容で対応させていただきます。
0:01:38	資料につきましては、パワーポイントで概要説明というものと、等補足説明資料27種類、こちらの方を提出させていただいております。回収資料につきましては、一部当方の方で案値見直しまして、エコス、
0:01:56	石井裁判長とお出ししていますのでそちらの方で、
0:01:59	今画面に映ってる7枚物、こちらの方が、本日の説明資料で使うものになります。以上となります。
0:02:07	はい。よろしくをお願いします。それではまず、会合資料、このパワーポイントの資料につきましては、こちらから指摘の方をしたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	ちょっと付け参加する方もいるのでちょっと後でまた追加ご指摘あるとは思いますが、その辺はよろしくをお願いします。
0:02:26	まずこのパワポの資料ですが、
0:02:33	ちょっとこれ、多分確認ですが、3ページ目で、
0:02:38	本申請の主な仕様とその既認可の主な仕様ということで、基本的には既認可と同じということではあるんではないかと思うんですけど、
0:02:47	要覧建屋と設計方針について違いは特にないということですのでよろしいんですかね。
0:02:55	上下サポートでございます。はい。ここに示す通り、耐火構造、杭基礎体力というところでこれに対する設計方針、あと中に入れるものも一緒ですので関星に違いはございません。
0:03:07	先方とかそういうのも違うのは当然なんですけれども、方針としては変わらないという理解で理解しました。
0:03:15	江藤。
0:03:16	ちょっと引き続き私から
0:03:19	指摘をしたいんですけどまず7ページ目ですが、
0:03:25	ちょっと細かな点になりますけれども、
0:03:30	こちらの方にずいきというのがあってそこに5200本分というような記載が2ヶ所あるんですけど、これは、
0:03:37	約とか入れなくてよろしいでしょうか。
0:03:46	日本原燃阪本でございます。
0:03:48	すいません。申請書と合わせるための成分的に約許可をやるという形にしているんで、あわせて役をつけるのが適切だと思います。
0:03:59	これはフェーズに修正いたします。はい。よろしくをお願いします。
0:04:06	あと少し確認ですが、この6ページ目のサポート技術基準規則への適合性というところで、
0:04:18	まず19条のところですが、
0:04:20	こちらの
0:04:23	放管施設ということで、その技術基準、
0:04:27	規則への適合性ということで書いてありますけれども、こちらに関しては、
0:04:35	基本的に何か、
0:04:37	衛藤。
0:04:39	個別資料の74の方を見ると、対象施設なしで、技術基準適合性をするような確認するようなものではないということで、ここは友田だけで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ここに記載しなくてもいいのかなとちょっと思ったりもしたんですけれども。
0:04:51	74 というのは、
0:04:54	この
0:04:55	基準適合性を書く、この該当する項目と考えているということでよろしいでしょうか。
0:05:03	日本原燃坂元でございます。個人通り交付法解説を記載悩んだんですが、朝夕方針を、施設の変更も、間接に関しては何もないと。
0:05:15	いうところで、あとは技術基準上の3号ですかね3号の方で、管理区域の線量当量率線量当量測定。
0:05:25	というところもございますので、
0:05:27	職員を当てはめて、こういった記載をしていいしたというところがございます。ただその測定については、既認可で、
0:05:36	申せ申請済みのサーベイメーター、これで保安規定に基づいて行うだけなので、既認可から設計方針は何も変わらないということなので、ここに記載する必要は、性格的にはなかったかと。
0:05:50	今思っています。
0:05:52	いいですね。やっぱ、この7、個別74の資料見ても多分なお書きの部分こっちが帰っていると思うんですけれどもちょっと技術基準適合性という、
0:06:02	ものでもないのかなという気もするので、よく
0:06:06	表全体の整理としてそのとった方がいいのであれば、いただければと思います。
0:06:11	阿藤すいませんこの20条ですけれども、
0:06:15	こちら、保管廃棄区画は事業変更許可申請書で示す云々ということで、24の部分に関しては、こちらもその技術基準規則への適合性というよりも許可基準規則への適合性という、
0:06:29	話のことが書いてあるので、
0:06:33	ちょっとそのタイトルを少し、
0:06:36	技術基準規則等とか、各課、
0:06:39	何かちょっと
0:06:41	見直していただければなとちょっと思いますけども。
0:06:46	多分20条に関してはその技術基準規則への適合性という話ではないと思いますけども、
0:06:52	補足です。すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:54	大橋さん。
0:06:56	一応ヒアリングなので、はい。指摘ではなくて、質問ということで、あ、すみません、対応してもらいたくて。はい。今の点でいうと、
0:07:08	原燃はここは基準規則の適合についての説明をされていて許可整合は許可制後で説明をするということなんじゃないかなと思うんですけど。
0:07:17	そのコンセプトをこちらがねじ曲げるようなコメントは差し控えましょう。
0:07:22	その上で、原燃はどう思っていてということなのか説明してもらえますか。
0:07:31	日本原燃阪本でございます。
0:07:34	こちらの技術基準への適合性とタイトルにしておりますが、中身については、技術基準だけじゃなくて、事業許可への
0:07:45	要求で、この比較をすとかそういった要求もあわせて、
0:07:50	ごっちゃになって書いてしまっているところがございます。
0:07:55	などで、こちらの記載について、技術基準上の要求のことと、あと事業許可でこういうふうな設計にすると、方針で示したことを、
0:08:06	で分けて記載するような形で説明を見直したいということで考えております。以上です。
0:08:13	旧長オオハシです。よろしくお願ひします。古作です。その点で言うと、許可整合で説明しなきゃいけないことって何だという認識でいますか。
0:08:34	少々お待ちください。
0:08:43	日本原燃阪本でございます。衛藤。
0:08:46	第2条の廃棄のところだけだとご覧いただくわけです。他のところは、戸水基準の要求と、次になっております。以上です。
0:08:57	はい。コサクです。
0:09:00	しかも、そす、20条以外のものについては、基本従来の基本設計方針で許可整合がとられていて、
0:09:09	そこから変わらないということで申請書を見ても、担当変更なしみたいなところ。
0:09:16	だったので、
0:09:18	そのあたりをどういふのかなっていうのは、
0:09:21	ちょっと整理をしといてもらえたらと思うんですけど、個別にちゃんと説明するってのは20条のその廃棄の要領なりということでの整合ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:31	理解をしました。
0:09:34	以上です。
0:09:38	4、経年サカモトでございます。この設工認の設備率の方でも、許可整合は丸秋吉。
0:09:45	技術基準適合にするのは0、あと事業許可の要求で対応するのは20万という形で記載分けしておりますので、それも踏まえてこの中でもちゃんとわかるような形で、
0:09:55	見直したいと思います。以上です。
0:09:58	はい、わかりました。
0:10:00	びっくりです。
0:10:02	規制庁カワラサキです。ちょっと今の表で1点だけ確認なんですけど、
0:10:08	この既認可の適合性との比較で相違ありなしっていう。
0:10:12	ことなんですけど、なしっていうのは、どこまでのことがなしと言い、言いたいのか、そこら辺を教えてください。
0:10:27	特に日本サカモトLevelでございます。基本的な設計に対する方針だったりそういったものが変更がないということで、例えば、耐震化の材料とか寸法とか、
0:10:40	そういった評価に関わる細かいところは、それぞれ異なるというところで、それに対する
0:10:48	確保するための方針については、同じだと、いうところで考えております。
0:10:55	規制庁カワラサキです。わかりましたが、ただ一方で、こういうふうと比較されているということは、むしろ違うところはどこなんで、これを今後はきちんと説明、
0:11:08	しますなり、そういう位置付けのものなのかなと思っておりますので、なしに一律にするというわけではなくて、
0:11:17	具体的などころでの違いを、ポイントをですね、きちんと説明していただく資料にしていただければいいのかなと思ってます。
0:11:26	例えば、
0:11:27	具体的に言うと、さっきの、
0:11:31	廃棄物の固体廃棄物の関係ですと、今回そもそも容量を増強するという目的があって、新しく建屋付けを、
0:11:44	作っていて、それで当然広さも違うし、例えば今回縦長になってる

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:50	ところでエリアの区画の仕方も違うし、というところの違いがまず構造的なところでもあるし、あとは耐震の方も縦長になってるから、評価のルートが変わっ
0:12:03	てるんですよねっていうのが、若干この注釈のところに書かれてるけども、
0:12:08	しいて言うとしたら、評価上、
0:12:13	保有水平耐力を、補足資料のところに出てくるんですけど、
0:12:18	ウイルスへ体力を出すという、若干そのルートになってるというところが、何かむしろ、
0:12:25	違いとしてはあるのかなと思っていたところ、何かそれもなしという説明にするために何か注釈に落ち込んでるような印象も受けますので、まずは、
0:12:35	明確にそこら辺をしていただくということで、
0:12:38	この表は整理していただければと思います。
0:12:43	御礼のサカモトです。はい。十分理解しました。今、注釈のところメインになっていないので、注釈も含めて、こういった設計の具体的なところの違いは何か、
0:12:55	いうところを特に評価等が違いがあります竜巻等でございますので、そういったところで、この資料の中で、違うところを明確にするような資料に見直し、
0:13:05	することとし、いたします。以上です。
0:13:13	あ、はい。
0:13:14	衛藤。
0:13:16	提供の話ですけれども、ちょっと続けて、私から質問、
0:13:21	ちょっと質問しますけども、22条の遮へいですけれども、
0:13:27	こちら、説明の記載を読みますと、宣言として新たに設定するものではなく、
0:13:35	転用評価結果から変更はないということでこれはこれで正しいとは思ってますけれども、
0:13:44	これプラスその誤開の時にB建屋、B廃棄物建屋そのモデル化し、すでに評価してるからってということも理由かなと思っ
0:13:52	ている、思ったんですけども、その辺いかがですか。
0:14:01	日本原燃若林です。
0:14:03	第5回のときに、Bは建屋も含めた事業許可で示した条件で評価しているんですが、遊覧の種別廃棄物建屋自体が、線源。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:14	にもならないし、遮へい体としても、
0:14:16	ならないということで評価自体にはな。
0:14:19	計算上は全く見込んでないっていうのは、
0:14:22	区長でございます。
0:14:25	何か誤開のときにそのBUタケアを一応モデル化して直接点とかに影響してくると思うんですけども、そういった意味で
0:14:35	結果に
0:14:37	変わり得る可能性はあったと思うんですけども、
0:14:43	いかがですか。
0:14:47	日本原燃若林です。
0:14:49	線源としては、線源となるような、高い。
0:14:54	線量の廃棄物については、すべて他の建物の方に入れてまして、三浦の式物廃棄物建屋に入れる。
0:15:03	こういうゴム手袋等の雑固体廃棄物は、戸松評価上線源とは見込んでおりません。
0:15:09	また、建物自体の遮へいなんですけども、鉄骨造になりますので、鉄筋コンクリート造とかとは異なっていて、遮へい効果も見込んでないと。
0:15:20	そういう状況になります。なので遷延評価としては包含されてるんですがここに書かれている通り、
0:15:26	条件には全く見込んでないっていうのが現状です。
0:15:30	はい。わかりました。
0:15:44	うん。
0:15:53	規制庁カワラサキです。今のご説明は、
0:15:58	すでに既認可の中で考慮されてる。
0:16:02	ものなんですということなん。
0:16:04	ですかねどちらかというと、何か、
0:16:08	新たに設定するものはなくてよりかは、以下で言ってたことと同じ形で図ってください。
0:16:15	こそです。ちょっと
0:16:18	よくわからなくなって適任下で見てるっていうと、申請されてないものまで見たのかっていう話になってちょっとおかしいので、
0:16:26	それわあ、どうかと思いつつ、
0:16:29	そもそも新たに設定するものはないっていうのはどういうことなんだったっていうのがわからなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:36	今見込んでるのは雑小よりも十分線量があるもので、それを遮へいして ます。その評価としてやってますっていうことをあまり申請で強く言っ てもしょうがなくて、
0:16:50	この雑工の貯蔵っていうのが、線量としてどういうものなのか。
0:16:58	それについて遮へいを考慮する必要があるのかないのかと。
0:17:02	いうことをちゃんと説明いただきたいっていうことかなと思いますが、
0:17:08	その点で設定するし、
0:17:10	必要のあるものじゃないっていうのはどういう、
0:17:13	理解です。
0:17:20	日本原燃若林です。少々お待ちください。
0:18:31	小石です。
0:18:33	まず、1000線源としての考え方というか施設の遮へい強化として、被ば く評価としましては、第4回第5回で説明した通り、
0:18:44	建物内の裏を内包する機器を、
0:18:49	うち、浦尾内、大量に内包する機器を線源として、
0:18:53	設定すると、で、廃棄物については、
0:18:58	ペンディング線量が大きいなスラジを対象にするというふうな、
0:19:01	ことで決めてまして、そういったところから、すらない、こちらに置く ような、雑固体廃棄物は、評価宣言とはしてないっていうのが、評価方 式になります。ただですね、
0:19:14	それを踏まえましても、朝にちょっと話がごちゃごちゃになってしまっ たんですけど、
0:19:21	今の記載は、真木委員から含め評価を含めていて、
0:19:26	金かからへんほとんど変更ないんですよ。認可から変更はないんですよ ってというような記載にしてたんですが、正木さんが言う通りですね、
0:19:34	今のこの李はい。
0:19:37	プランに置くものが、もともと線量としてはかなり低いもので、そうい ったような記載の方にですね。
0:19:44	直させていただきたいなと思います。
0:19:48	はい。補足です。今のところでもちょっと気になったのは、評価方針を 聞いているわけじゃなくて設計方針、
0:19:57	なり設計なのですね。
0:19:59	そうすると、
0:20:01	雑小っていうのがガーダーどういう線量であり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:05	それに対してどう遮へいとかを考えるんだっていう設計を話をしてくれればいいと、ということです。そこが
0:20:16	評価においては、
0:20:20	しなりってところの放射線の方を評価をすると、雑音についてはそれよりも低いということが
0:20:30	実態上明確なので、評価では扱わないと。
0:20:35	いう話を、
0:20:36	されたんだと思いますので、まずは雑音についての説明をしていただいて、その上で、
0:20:44	既認可でそういう評価方針になっているから
0:20:50	実際の
0:20:52	線量評価というのは変わりませんよというふうに分けて話をさせていただければと思います。よろしくお願いします。
0:21:02	峯ワカバヤシです。江田そこに関して説明した上で、評価方針なり、全体について説明する件。承知しました。
0:21:13	はい。規制庁大橋ですけれども、このパワーポイント資料に関して、他規制庁から指摘等ありますでしょうか。
0:21:25	以上です。規制庁、カワラサキです。ちょっと1点、さっきの、
0:21:30	話の中で、
0:21:34	薬がついてるついてないっていうのがあったかと思うんですけど。
0:21:39	関連して4ページの記載ってどうなりますか。
0:21:42	ここは、
0:21:43	ヒロさん括弧の方針であったり、
0:21:46	高沢そのままなんでしょうけど、
0:21:49	この記載はどういう感じになるでしょうか。
0:22:03	日本原燃阪本でございます。4ページのところなんですけども、
0:22:07	それと最大保管能力のところは、強化で約5500、5200本確認すると、変革をしようとしているので、このまま役つけると。
0:22:17	広さの確保の方針は実際どういうふうに計算して、その各所からの広さを確保しているのかという説明ですので、八割つけず、今の記載のまま、
0:22:30	いこうかということで考えております。
0:22:33	でもこれって、多分、規制庁カワラサキ私の理解だと、最終的に何平米必要ですかという、
0:22:41	計算をするときの途中の結果で、多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:46	最終的には何平米以上というのがつく以上というのがつくんだと思うんですけど。
0:22:51	それが確か仕様表だと。
0:22:54	現れているので、
0:22:56	何ていうか途中でや何か、
0:22:58	単純な割り算の途中で薬を取った形で0本となっていてそのまま説明が終わってしまっているのが、少々違和感があるのかなと。
0:23:06	思っていたんですけど、いかがでしょうか。
0:23:22	規制庁河瀬補足すると、趣旨としては結局その3段積みで、4ヶ月パレットに進んだ場合に必要となる区画面積以上を確保するという設計だと思いますので、
0:23:34	その趣旨を書いといた方がいいんじゃないでしょうかという、
0:23:37	中心です。コサクです。ちょっと
0:23:41	違ったニュアンスでの質問があって申し訳ないんですけど、
0:23:44	仕様表を見ると、容量本数は約月で書いてあるんですね。
0:23:49	区画面積になると、今、カワラサキ1.2何平米以上と。
0:23:55	いう表現になってますんで、面積の方はいいんですけど、要領の方設工認の仕様表本文で役付って、
0:24:10	どうなんですかね。
0:24:20	既認可だとどう整理したんですしたっけ。
0:24:30	日本原燃、阪本でございます。もともとは許可で約束をつけた形にしていたのでこちら終わったんですが、敷設工事の段階で、仕様表ですの
0:24:41	本来であればヤフーを取った形で、実際にどれだけ置くと考えているかということを確認にした方がいいかということで、あと、今ちょっと発電の方も確認しまして、
0:24:52	その辺、どういう整理してるかということで、しっかり合わせていきたいと思います。以上です。
0:24:59	います。
0:25:04	はい。少し確認をしていただければと思います。よろしくお願ひします。
0:25:16	言っていたように、許可の場合は詳細設計にあたって変動し得るということで多少丸めてですね、記載をしてあるところを詳細設計では具体的な設計をと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:27	いう趣旨が、許可での薬は強いので、その点、ご理解いただいたようなので、また整理をした上で話しただければと思います。
0:25:39	了解しました。
0:25:44	はい。衛藤規制庁オオハシですけれども。
0:25:48	このアポイント資料に関して他社長からありますでしょうか。
0:25:53	清町の武田です。ちょっと、
0:25:57	よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
0:26:00	えっとですねちょっと記載だけの話になるんですけど、5 ページ目。
0:26:06	をお願いします。
0:26:10	ここでまず、第 5 条の地盤のところの記載なんですけれど、N 値 50 以上の地耐力を有する鷹架ぞ云々という記載があるんですけど。
0:26:22	N 値っていうのは地耐力を表しているものではなくて、土のしまり具合だとか、強度を求める基準になる数字でしかないので、ここは記載を、
0:26:32	ちょっと適正化していただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:26:38	4. サカモトでございます。
0:26:41	すいません。NG. 値と体力ということで混同した記載になっておりましたので、適切に修正いたします。
0:26:48	はい。規制庁の竹田です。お願いいたします。
0:26:51	続きまして、次の第 6 条の地震のところなんですけれど、
0:26:57	市田 1 行目の終わりのぐらいですね、11 設計及び 2 で設計を実施しすべて許容応力以内であることを確認とあるんですけど、
0:27:09	これは二次設計においてもすべて許容力以内であることを確認するのでしょうか。
0:27:23	日本原燃佐渡ってございます。すいません今後表現適切ではありませんし、二次設計の方は、必要書類、郵政対策は必要保有水平耐力を上回っていること。
0:27:33	ですので、その辺の表現を記述に行って欲しい。
0:27:36	いたします。そうします。
0:27:38	規制庁の武田です。はい。泊甲斐はいただいていると思いますので、はい。記載の適正化の方をお願いいたします。
0:27:45	私からは以上になります。
0:27:51	はい。規制庁大橋です。元の N T の記載に関しては、3 ページにも同様の記載があるので、検討の方よろしくをお願いします。
0:28:00	江藤他、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:02	このパワーポイント資料についてなければ、次進めたいと思いますけどよろしいでしょうか。
0:28:10	はい、では、
0:28:12	個別の資料に入りたいと思います。
0:28:15	こちらの方であらかじめ読んで、
0:28:18	提起事項の方は、検討してますのでその資料について
0:28:25	提起をしたいと思います。
0:28:26	まず 60、個別の 60 のその網羅性に関する
0:28:31	資料ですけどこちらよろしいでしょうか。
0:28:37	はい。小チラシで、
0:28:41	私からですけれども、76 ページ目をお願いします。
0:28:53	76 ページ目で、
0:28:56	右上のところに建屋取合部の説明というふうに書いてありますけれども、これ
0:29:03	三浦雄世
0:29:05	等 B U 建屋 2 の
0:29:09	ところに関してはエキスパンションジョイントでつなげるということだと思いますので、その辺の説明を加えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
0:29:21	日本原燃若林です。
0:29:23	おっしゃる通りですのでエキスパンションジョイントへ接続する旨、いたします。
0:29:29	はい。
0:29:32	私からこの資料については以上ですけど他形状から、
0:29:36	この資料に関して指摘等ありますでしょうか。
0:29:41	規制、規制庁のカワラサキです。
0:29:46	53 ページですか。
0:29:56	えっとこのところで、
0:29:59	影響が、
0:30:01	ですねもう開口部のところで確認したいんですけど、
0:30:07	今回の工事で申請対象が B 建屋なんですけど、インターフェイス
0:30:14	PC 版の一部に開口一部、
0:30:18	設けるというところで、
0:30:20	影響を与えるものではないという記載がここにもあったりするんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:24	の設計として、民間に影響を与えないとかの説明っていうのは、どういった形でされていくもんでしょうか。
0:30:33	別途補足資料とかでしていくもんなのでしょうか。
0:30:47	日本原燃若林です。
0:30:49	既存のウラン濃縮廃棄物建屋に影響を与えないことについては、耐震
0:30:54	に反する説明書の
0:30:57	補足説明書の方で、説明していきます。
0:31:04	規制庁川崎です。だからその結果、そういったもろもろの、何か、
0:31:09	補足説明があった結果、影響を与えるものではないという記載になる。
0:31:15	のでという右側の方の記載っていうのはそういう1基でしょうか。
0:31:24	日本原燃若林です。そうですねすぐに結論どちら結論しか書いておりますので、その辺り、適切にリンクを張るようにいたします。
0:31:34	リンクを張るのか、説明として、
0:31:37	工事が、
0:31:39	影響を与えるものでないというところを、多分、この資料の何かどっかに、
0:31:44	三田理事の箇所が何か、類似の説明があったような気もしつつ、何かいまちその全体像が分かんなかったんで、
0:31:53	ご説明していただきたかったです。あと、工事の方法として、何か、
0:31:58	そこら辺の配慮っていうのをどういうふうにしてるのかっていうのを、
0:32:02	多分説明する必要があるのではないかと考えてますが、そこはいかがでしょうか。
0:32:17	日本原燃サポートでございます。工事の方向に、
0:32:22	競争の影響を与えないように、建屋が、タケダしB建屋を開けて、衛藤P建屋と衛藤。
0:32:32	かけて、基礎版上を繋いで上で、そのあとにPC版の
0:32:37	最後PC版は最後になるように、開口部の設置は最後になるような想定で作ってますけども、そういったところの説明がなぜこういうことなのか、
0:32:49	影響を与えないようにこういう工事しているのかというところの説明が今ちょっと不十分なところもありますので、そこを少し追加して、
0:32:58	見直したいと思います。以上です。
0:33:01	規制庁河瀬です。よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:05	多分、何か開口部で耐震的じゃないですよみたいな説明がどっかにあったような気がしていて多分耐震の資料だと思うんですけど、多分耐震だけじゃないと思うんですよ。影響の有無という意味でいうと、
0:33:16	既認可に対してどうなのかという意味で言うと、
0:33:22	基本設計方針は多分関係ないような気もしつつ、具体的な
0:33:26	仕様等に影響を与えるものでないかとか、あとは添付の評価とかに利益を与えるものでないかとか、
0:33:35	中に、
0:33:36	ありますんでさっきの話じゃないんですけど、
0:33:39	被ばくはどうなのかとか、そういったもろもろの観点を踏まえて、
0:33:43	今回、特に、
0:33:45	側には変更なしとされているのでその理由を説明していただくということをお願いいたします。
0:33:55	日本原燃若林です。今の減少しました、こちらのページに出るのかまた別途、他の章立てを起こすのかちょっと検討の上、今おっしゃったことがわかるように、資料の方を修正いたします。
0:34:10	規制庁河瀬です。あとちょっとすいません1個、あんまり大した話じゃないんですけど、この網羅性の資料って、何か添付がいろいろついてるんですけど。
0:34:19	何か今回申請と全く関係ない資料が例えば55ページとか、
0:34:23	あるような気もするんですけどこういうのはもうつける整理になってるんでしょうかね。
0:34:32	現在ワカバヤシですと、そちらは少し迷ったところではあるんですけども、今は一応全体像がわかるようにと、第
0:34:40	通して、第4回第5回、
0:34:44	含めた設工認の全体の整理の仕方ということで今現在、という状況です。
0:34:52	規制庁カワラサキ、イメージとしてはつぎ足しっていう形でつけられているという感じでは理解はしました。ただ、変更ないならへん、何ていうか今回参照すべきところでもないような気がする。
0:35:04	で、どこが変更したのかというのは、多分、
0:35:08	目次レベルとかで、
0:35:10	なのかもしれないんですけど、書いといていただけたらと思います。
0:35:17	現在ワカバヤシです。今、減少しました新示し方と工夫して、
0:35:23	工夫いたします。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:27	規制庁大橋ですけれども。
0:35:30	ちょっと
0:35:31	記載の案内記載の話だけなんですけども、この網羅での資料の、
0:35:37	5 ページ目のところで文書があるんですけども、ここで、
0:35:44	答申共通 06 っていう言葉が出てきてまして、
0:35:50	こっちの基本設計方針の方だと、何か単に共通で録って書いてあって、
0:35:55	言葉を、多分共通 06 でいいと思うんですけども、統一していただければと思いますけどいかがでしょうか。
0:36:04	比屋根ワカバヤシです。承知しました。江藤共通 09 で統一いたし、信用抜いた表現で統一いたします。
0:36:12	はい。
0:36:16	コサクです。それはそれでいいんですけど、趣旨はどういう趣旨だったんですかね。あんまり関係ないですか。
0:36:23	期に、
0:36:25	濃縮の既認可の時点での、最初にMOXでの整理状況を、
0:36:30	普通に共通 06 とかと言ってて、
0:36:34	それ以降改正されているので、それを踏まえて市昆現時点での鉄心って書いたっていう。
0:36:42	つもりですか。そこまで考えてないんですか。
0:36:47	日本原燃岡林です。記載の意図としましては、1 度共通 09 等で議論進んでいた前者の、
0:36:54	網羅性の中、網羅的に設備を抽出するといったものとかが、
0:36:59	一旦、
0:37:00	そといいですか、新しく共通 06 ができたり共通 00 ができたりって、1 一旦新しいフェーズに入ったなというふうに、
0:37:09	こちらが認識してまして、そちらの
0:37:11	新しい方の共通の整理で、
0:37:14	ちゃんとその情報をして整理できてますよという意味で書いたんですけども、
0:37:20	今となつては、新がなくてもいいかなと考えております。
0:37:24	はい、小崎委員長。
0:37:25	はい趣旨わかりました。
0:37:29	ちゃんと現時点での整理というのを念頭に置いてやっているということで理解しました。その上で記載はわざわざ分ける必要はないということで、よろしく申し上げます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:46	はい。
0:37:48	それでは個別 60 のその網羅性に資料についてはよろしいでしょうか。
0:37:54	はい。それ、
0:37:56	あ、はい。
0:37:57	この 60、
0:37:59	ではないんですけど、6 次を受けて各個別の資料に対してなんですけど、
0:38:05	校正方法とかの資料見てると江藤の個別 60 人とかを見てると、最初のところで、衛藤 60 D C、示した
0:38:15	申請区分②とかいうふうに、
0:38:17	書かれてるんですけども、
0:38:19	衛藤個別の資料を見てると、いきなり施設、
0:38:23	申請区分②というふうに出てきたりするので、その辺りはこの 60 番と、と紐づくような形で記載をしていただけたらと思います。全般的にはここでお伝えさせていただきます。よろしくお願いします。
0:38:39	米田です。
0:38:41	共通 6 次を踏まえた申請区分であることがわかるように、記載、すべて 1 度見直して修正します。
0:38:50	あ、わかりましたじゃ、竹田さんが、そうですね、はい。
0:38:57	はい。
0:39:01	網羅性の方の資料がよろしければ、次進めたいと思います。
0:39:07	ちょっとこちらの、
0:39:09	ちょっと個室 5 万ですけども、次耐震の方よろしいでしょうか。68 番です。はい。
0:39:24	こちらに関して、指摘等ありましたらお願いします。
0:39:40	規制庁の竹田です。
0:39:42	ちょっと何点かですね、確認させていただきたいんですけど。
0:39:51	資料と、あと 15 ページお願いします。
0:40:02	えっとですね、まず、(8) の耐震評価結果のところ、C ポツで、設置する建物とのクリアランスに関しての説明が記載されているんですけど。
0:40:17	計算結果の誘導を考慮して 150 とするということなんですけれど、
0:40:23	これっていうのは 1 で設計に設計どれに関しての、
0:40:29	設計計算の結果に基づいて基づいて設定しているんでしょうか説明をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:43	日本原燃片野でございます。こちらのクリアランス評価で用いているのは一次設計を層間変形し、層間変位量を、を用いて設定をしております。以上です。
0:40:59	規制庁の竹田です。わかりました。ちょっとそういった趣旨が読めないところがありますので、町設計の結果に基づいて、
0:41:09	設定しているということは記載をいただきたいと思います。
0:41:13	その上で二次設計では、こういった配慮をされているのでしょうか。
0:41:21	日本原燃片野でございます。二次設計の際の層間変形角の想定としては、100分の1までの層間変形角を見込んでおります。以上です。
0:41:43	規制庁の武田氏、ちょっとそれだけではわからないところがあるんですけど、100分の1を見込んでいて、
0:41:54	建屋としてはこういった状態になるのでしょうか。それは、臨時設計の状態ではぶつかっても大丈夫。構わないと、そういう想定で設定されるということですか。
0:42:10	吉川さん、すいません。
0:42:42	日本原燃加藤でございます。こちら二次設計にて想定して100分の1の層間変形角を、乗っている場合においても、このクリアランス150ミリメートル、
0:42:55	を確保していることで、両建屋間がぶつからないと、衝突しないということは、設計にて確認をしております。以上です。
0:43:07	既設のタケダおりました。それでは今のやりとり踏まえまして、そういったところがわかるように、記載の充実をしていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
0:43:20	日本原燃加藤でございます。承知いたしました。一次設計と物理設計それぞれで考慮している相関変形角に基づいて、元ズー総会計画においても建屋がショートしないと。
0:43:34	そういったことをここで明確化させていただきたいと思います。以上です。
0:43:40	規制庁川崎です今の層間変形角で、すいません1点確認だけなんですけど
0:43:46	層間変形角が、200分の1とか120分の1とかが、
0:43:53	施行令ですか、建築基準法施行令のところに、の、
0:43:57	てると思うんですけど、
0:43:59	そのどの値にしたのかっていったところは、どういう考えでしょうか。
0:44:18	ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:45	日本原燃からでございます。まず、一次設計、にての一経路層間変形角 120 分の 1 については、おっしゃる通り建築基準法施行令に基づき 120 分の 1、
0:44:59	であるとにてせ設計をしております。
0:45:03	続いて 2 次設計の 100 分の 1 については、二次設計 A B ウラン濃縮廃棄物建屋の二次設計における保有水平耐力、
0:45:13	こちらを算定するにあたって、他、そういう水平耐力を算定し、求める際の層間変形角、これが 100 分の 1 であると。
0:45:25	いうところで、
0:45:27	この送り半数の評価においても、二次設計では 100 分の 1 を使用すると いったところ。
0:45:34	という設計にしております。以上です。
0:45:37	規制庁カワラサキです。ちょっと、
0:45:40	喜多、お答えいただいたんですけど、聞きたかったのか、120 分の 1 と、
0:45:47	二つ数字が出てきていて、その適用の考え方が書かれてなかったので、 15 ページの注釈のところに若干
0:45:57	判断基準は何を適用するかと言われてるので、その根拠のところを、 もうちょっとわかるように、
0:46:04	しといてくださいという趣旨でした。
0:46:07	今ので伝わったでしょ。
0:46:11	日本原燃阪本でございます。
0:46:13	この 120 分の 1 と 200 分の 1、110、20 分の 1 を適用する説明がちょっ とこの辺不足しておりますので、再建築基準法に基づいて、この衛藤、
0:46:25	外装材、壁の製品の試験結果、それに基づいて、この 120 分の 1 採用し ておりますので、それも含めて説明にしっかり入れるようにいたします す。以上です。
0:46:37	規制庁川崎です。お願いします。
0:46:39	竹田さんどうぞ。
0:46:44	はい。規制庁の竹田です。
0:46:47	では 15 ページでもう 1 点なんですけれど、
0:46:50	ちょっと前後しちゃうんですけど、このページの中段の杭の許容支持 力のところ、表の 5 なんですけれど、
0:47:01	この支持力が、種別ごとに記載がされていて、
0:47:07	ここでの 1113 号を読み込んでいるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:13	1113号でかなり上流の方のものであるので、これだけではちょっと支持力が出せないというふうに認識しております。
0:47:23	国の支持力を算定するにあたって先端支持力係数だとか、周面摩擦係数だとか、そういったパラメータもあると思うんですけど、そこまで記載いただくことは可能でしょうか。
0:47:46	年間でございます。こちらのを算出するにあたっての仮定については、申請書に記載するか補足説明資料に記載するかは検討させていただいた上で、改めて追加の説明をさせていただきたいと思っております。以上です。
0:48:05	別府の瀧川です。わかりました。よろしく申し上げます。
0:48:10	武藤君所に関しては私からは以上になります。
0:48:15	規制庁のカワラサキです。ちょっと
0:48:19	13ページですか。
0:48:22	のところでお聞きしたいんですけど、
0:48:25	さっきの話のところ今回立てながらからちょっと評価が違ってますよねと、ルール、建築基準法とかに基づいてやってる中で、設計のルートが変わってますよっていうお話があったかと思うんですけど。
0:48:38	若干この注釈のところに、
0:48:42	建物が起きるような構造であったりとかを、
0:48:46	考慮して、ルート3を選定するとあるんですけど、ここってU、
0:48:51	と。
0:48:51	なぜ違いが出てくるのかっていうのをちょっと解説いただけないでしょうか。
0:49:04	日本原燃片野でございます。回答いたしますが、具体的に既設の建物で、AとBは今回新設のB廃棄物建屋と同じ鉄骨造第2類の建物。
0:49:18	の中でルート2は、おっしゃる通り配がございまして、
0:49:22	一方でルート3については、今回のB班に加えて、既設で言いますと主要図面新規保管建屋がございまして。これらのルート選定の選択の
0:49:37	基準としては、建物の大きさ、に起因するものと、あとは建物の高さ、階層を考慮して選択をしております。
0:49:47	例えば、AとB欄の社会旧スターティアと隣接する浦野社会警部査定これについては、建物規模が三浦の歯科技術建屋と比較しても小さくて、改装も1回であると。
0:50:01	ということそして縦方向横方向の寸法も、比較的大きな、猪せ、床面積率正方形のような、に近いような形をしています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:13	一方で使用済み診療カウンターケアについては、扉の司会器物建屋よりも規模が大きくて、かつ改装も一部2階建てというところで、これ、
0:50:24	規模が大きいののでルート3を選定しております。
0:50:28	説明は以上でございます。規制庁河原崎です。わかりました今言ったような展開後資料では比較という形で示されているんですけど、他のところも同じかもしれませんけれども、
0:50:40	補足資料なりにいくと、特にそういった説明が展開されていなくて、
0:50:48	AとBとの金貨前、
0:50:51	だけに限らずですかね、既認可との違いという意味での、
0:50:54	違いは何なのかというのが、多分、補足説明になってくると思いますので、そうした記載を、
0:51:01	拡充していただく必要があるかと思えます。
0:51:06	以上です。
0:51:09	日本原燃加藤でございます。承知いたしました。網羅性の時のコメントと、の趣旨の方、
0:51:17	踏まえて、補足説明資料の方に金融カタノ市外といったところを追加させていただきます。以上です。
0:51:26	規制庁カワラサキです。耐震の方以外も、そういう観点で拡充という意味では、資料、
0:51:33	全般かもしれませんが、よろしく申し上げます。
0:51:41	はい。
0:51:42	規制庁、大橋ですけれども、
0:51:47	竹中の新庁舎の方も含めてよろしいですか。
0:51:53	清町の武田です。ちょっと申請書の方でも
0:51:58	言ってもいいんですしたらちょっと今お伝えしたらいいんですけど、
0:52:04	あ、はい
0:52:06	よろしいですか。
0:52:10	学校施設の耐震性に関する説明上のところで、
0:52:15	当間先ほど私からお伝えした2点は検討していただくとしまして、通しページで言うと367ですかね。テープに保有水平耐力の
0:52:29	算定についての記載があると思うんですけど、
0:52:47	はい、そのページです。
0:52:49	ここで1ポツは耐震壁についてのせん断耐力を水平耐力とするっていうふうな説明があって、
0:53:01	次のページで、フレーム部材ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:06	足張り等のフレームということで、説明はされているんですけど、
0:53:12	この2ポツで書かれているのが、全塑性モーメントですとか軸耐力の算定までの説明にとどまっております、ここから水平耐力に、
0:53:25	算定2000展開されていくのかという説明がなされていないんですけど、
0:53:31	どういうふうに、保有水平耐力を出しているのか、説明を追記いただきたいと思います。
0:53:38	今説明いただけるんですけどちょっと口頭でご説明いただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
0:53:49	少々お待ちください。
0:53:59	日本原燃阪本でございます。衛藤の優先増分解析というやり方も含めて、ちょっと今、記載が不足しておりますので、こういったところをちょっと充実した形で、
0:54:11	追加いたします。やり方自体は、建築基準法に基づくやり方でございますので、その辺もしっかり説明するようにいたします。
0:54:22	以上です。
0:54:24	規制庁の竹田です。わかりました。お願いいたします。
0:54:28	今ちょっと聞いた感じだと、あれですか、手計算で保有水平耐力出しているわけではなくて、条文解析で、層間変形角を設定して、100分の1700分の1の時の
0:54:43	セプター戦力はすぐれた、こういう水平耐力に設定してとかそういう設定をされているという認識でしょうか。
0:54:52	表現そのものでございます。その通りでございます。改善コードを用いまして、増分解析でやっております。
0:55:00	以上です。
0:55:02	はい。規制庁の竹田です。わかりました。そういった運営ですね具体的に説明を充実させていただきたいと思いますので、お願いいたします。
0:55:13	私から以上です。
0:55:15	規制庁河原崎です。今に関連して、補足資料の方には、コードのコードがですね、二つ載せられてるんですけど、今言ったように、一次設計に設計で、
0:55:26	どれを使ったのかもわからない、読み取れないような形になってるので、ちょっとそういった得点も配慮していただくようにお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:38	猪野委員根井佐川でございます。了解いたしました。フレームの解析と平面解析それぞれ使い分けて使用しておりますので、その辺がわかるように説明追加いたします。
0:55:53	規制庁カワラサキですちょっとあと1点だけなんですけど、すみませんさっきの補足に戻ってしまって申し訳ないですけど16ページのところで、
0:56:01	今回申請対象機器は、波及影響に対する評価対象外っていう表現があるんですけど、評価対象外という表現がちょっと正しいのかをちょっともう一度確認していただきたくて、
0:56:15	確かあの第5回とかの、
0:56:17	説明ではですね、どちらかというと
0:56:21	設置場所を考慮した場合に周辺に波及的影響を与えないであったりとか、そういった説明だったと思っているので、ちょっと設計として述べるべき事項が、この表現でいいのかっていうのをちょっと確認していただければと思います。
0:56:37	峯さんの方でございます。ちょっとおっしゃる通り、ちょっと表現が不適切、対象外ということに読めるので、それもはっきり影響がないか確認した上で、提供することはない。
0:56:48	いうことを確認したということを確認するようにいたします。以上です。
0:56:58	はい。衛藤社長オオハシですけれども、
0:57:02	個別の68の耐震性のところの21ページ目で、
0:57:08	衛藤。
0:57:10	確認なんですけども、
0:57:12	もう、
0:57:14	21ページ目の3ポツの2行目のところ
0:57:20	エクспанションジョイン等に関しては一般的に用いられている部隊であると。
0:57:26	ということで、一応このところに関してはその強度とか特に求められているものではないんではあるんですけども何か規格とかあるようであれば、何がいいの規格に基づきとか、何かそういうふうには書けない。
0:57:38	とは思いますが、この辺いかがでしょうか。何かあれば。
0:57:53	ください。
0:58:03	日本原燃酒匂でございます。エクспанションジョイントについてはそういった企画といったものは何かございませんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:12	一般的な規制委員、そういったものを使用するということになります。
0:58:19	なので、
0:58:20	どういったものかということだったりそういった情報をもう少し詳しく書くような形でよろしいでしょうか。
0:58:26	あ、あ、わかりました。はい。よろしくお願いします。
0:58:31	衛藤。
0:58:33	耐震性に関しては、他の方よろしいでしょうか。
0:58:38	はい。
0:58:39	それでは進めたいと思います。
0:58:42	すいませんちょっとこちらの都合で申し訳ないんですけども次、また戻って63番の方の事務局企画の方に、
0:58:53	に関して説明をしたいと、質問したいと思います。
0:59:02	まず私からですけども、
0:59:09	この資料の、
0:59:10	6ページ目を開いていただきたいんですけども、
0:59:15	ちょっと二重の問題なのかもしれないんですけども、これ
0:59:20	一番右の欄に、その他加工施設、(タ)建物というのがあってずっとそこに障防法と、障防法成功例というものがマルがしてあるんですけども、
0:59:30	これというのは、建物の中にその消火器とか何か防火外傷、消火栓とか、そういったものが含まれるということで、
0:59:42	このうちの方にマルがしてあるという整理なんですか。
0:59:46	仕方をちょっと。
0:59:56	日本原燃ワカバヤシです少々お待ちください。
1:00:34	米田ワカバヤシです。
1:00:36	今、スライドで映してるのは火災防護の説明書になるんですけども、
1:00:42	Bウラン濃縮廃棄物建屋の防火区画を規制するような、はい。
1:00:47	もうアドビは、そういったものを消防法に基づいて、
1:00:50	設置しますので、基準に消防を記載している。
1:00:55	なります。
1:01:01	屋外消火栓とかも建物で見るということです。
1:01:12	日本原燃若林です。
1:01:14	屋外消火栓については、建物ではなくて、屋外消火栓設備で見ますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:20	こちら 10 規格の表で示しているのが、本文帳票が起きる機器の準拠規格、
1:01:27	として示しているものなので、今、建物に含めているというよりかは、
1:01:34	建物に含めているというわけではありません。
1:01:42	ちなみにこの廃棄施設課と答えていうのはこれは、この
1:01:46	ドラム缶のことを言ってるんです。
1:01:51	日本原燃若林です。ドラム缶を保管廃棄する他比較になります。
1:02:26	日本原燃岡林です。
1:02:28	今、こちらの回答を聞こえておりますでしょうか。はい。あと、
1:02:32	そうするとこの資料上では、屋外消火栓は何に基づいてやってるのかわか てのは読めないことになる。
1:02:39	なると思うんですけども、
1:02:41	衛藤。
1:02:42	それを何か加えたりする必要がない。
1:02:48	日本原燃若林です。
1:02:50	現状はないと考えておまして、まず、こちらの補足説明資料が、年、 申請書で示した準備企画がどういった考えで、記載しているかというも のを説明した資料になりますので、
1:03:03	本文使用表で起こして準備局の考え方はこちらの資料でわかる。
1:03:08	その上で、基本設計方針機器であるような屋外消火栓であったりとか を、消防法に基づいて設置するっちゅうことは、基本設計方針の方に記 載しておりますので、そちらで、
1:03:20	拾えていると、
1:03:22	考えますがいかがでしょう。
1:03:28	すいませんコサクです。今言われたのは、
1:03:31	あれですかね、
1:03:34	基本設計方針D、
1:03:37	のみ記載している設備というものに対する適用規格基準類については、 適用規格のところ、規格基準では記載せずに、
1:03:50	基本方針で述べるものだっていう、
1:03:54	記載方針ですか。
1:04:07	日本原燃岡林、今私がしゃべった趣旨は、そういった趣旨でした。
1:04:13	古作です。それは再処理MOXでそういう整理してありましたかね、あ まり
1:04:20	それでいいというふうに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:24	話をした覚えはないんですけど。
1:04:29	規制庁川瀬
1:04:30	けど多分説明が、この資料とも整合してなくて、そもそも基本設計方針仕様表の関連箇所について、丸をつけていくという表で整理されているので、
1:04:44	そもそもさっき言った大橋が言ったように、括弧その他加工施設には、括弧建物以外にも基本設計方針として含まれるものがあるので、そこがちょっと不整合が生じてるっていう趣旨のもともとの指摘なので、
1:04:56	それに対する答えとしてはおそらくその括弧建物っていうところが記載が適正ですかっていうことをご説明いただければよかったのかなと思います。
1:05:10	日本原燃若林です。
1:05:12	庄司間違っていた点については、承知しました。訂正させていただきますと、こちら、申請書にの準拠規格の適用の考え方を示す資料なので、
1:05:25	今、その他学校施設建物、廃棄物個体としか見えるようになっておりませんが、
1:05:33	この横軸といいますか、そちらをもう少しわかるようにして、
1:05:38	基本設計方針だけで示すような準備を困むという考えで、目指せるかとか、そういったものがわかるように、
1:05:44	白子選出します。
1:05:48	規制庁大橋です。よろしくお願いします。
1:05:51	衛藤。
1:05:52	岡規制庁側からの資料に関してありますでしょうか。
1:06:01	規制庁の竹田です。
1:06:04	ちょっと私からも何にてことを確認させていただきたいんですけど。
1:06:10	ページは5ページ目の、
1:06:14	No.15の、
1:06:18	既存指針に関してのところなんですけれども、
1:06:23	ここで、この15番の記載設工認関連箇所、
1:06:29	理解している内容が、
1:06:32	厚労省の、
1:06:35	中段ですかね耐震設計における建物の一次設計、柱梁とフレーム応力評価等について云々という記載なんですけれど。
1:06:45	この基礎指針っていうのは、基礎の設計ですか地盤の
1:06:50	支持力の検討ですか、そういった内容についての指針ですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:57	どちらかというに記載される内容は、この16番に書いているような内容になるんじゃないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。
1:07:10	4ページからでございます。すいません。おっしゃる通りですここは
1:07:14	あの後、間違ってウエートそのものを貼ってしまって、当然、木曾の応力設計も十分ですので、適切に修正いたします。
1:07:24	以上です。
1:07:28	規制庁の竹田です。お願いいたします。ちょっと貼り間違いということでしたので資料作成の際はまず十分に注意をいただきたいと思いますのでその点もお願いいたします。
1:07:41	それでもう1点なんですけど、同じく下の16番の、
1:07:46	日本建築センターの主地震力に対する建築物の基礎の設計指針のところで、
1:07:55	一番右側の設工認関連箇所の
1:07:59	右側ですね仕様表等という記載があるんですけれど、
1:08:03	この頭の中には、
1:08:05	何を含んでるのかなという確認なんですけど、これは、
1:08:11	施設の耐震性に関する説明書とかそういったものを含んでいるという認識でよろしいのでしょうか。
1:08:21	日本原燃若林です。はい。その通りです。
1:08:25	はい。
1:08:26	起こりました。
1:08:28	逆に仕様表っていうのは、
1:08:32	年を表に、
1:08:34	この指針に関して、何を記載されてるのでしょうか。
1:08:48	日本原燃若林です。仕様表に基礎の情報、内容とお伝えしておりますので、今、使用用途、あと、そういった、
1:08:57	説明書の方ということで商標と記載しており、
1:09:00	正となりますのは、耐震性確保の説明書の方ですので、その編集表等とせずに、ちゃんと関連する部分を明確にいたします。
1:09:11	以上です。
1:09:13	規制庁の竹田です。わかりましたのでそういったふうに表現というか、記載を適正化するようにお願いいたします。
1:09:21	私からはこの資料については以上です。
1:09:27	ちょっと話ですけども、この資料に関して他ありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:32	それでは、進めたいと思います。最初終わります。まだ、もう一つ強い です。
1:09:38	64番の仕様表の方ですけれども、
1:09:47	こちらの方で、ちょっとまず私から指摘したいんですけれども、
1:09:52	この7ページ目の方に、一応
1:09:59	すいません、6ページ目ですね、6ページ目の方に一応仕様表と
1:10:05	建屋に関しての仕様表と、
1:10:08	発電炉との比較等が書いてあるんですけれども、こちら、建屋の例です けれども、これ、杭基礎のその2類の杭基礎の例と違ってというのはなか ったということなんでしょうか。
1:10:28	そういったものがあるわけ。
1:10:30	民間の専門家でございます。金鹿野のことでございますか。そうですね 右のところの、発電所の発電炉の類似施設運用目標ってところです です。
1:10:43	日本原燃所存でございます。発電だったりそういったセンターの施設 を、いろいろこの際の使用料の施設という確認したんですけども、
1:10:53	炉ではこういった杭基礎、しかも鉄骨を建物という、なくて、なかなか 予想がありますただ、まだ認可を受けていないんですけども、去年の11 月に申請したRFS。
1:11:06	その資料で、夏の貯蔵だけです。
1:11:10	栗城層で、鉄骨造ということで、当初と同じ形の建物が、うちはPSで すけど、ありましたので、そちらをもとに、基礎の部分につきましては、
1:11:24	そちらを参考にして作成しております。
1:11:28	RFSさんの方も、今除去、どうなってるのというのを確認していま す。この基礎のところについては、大きな議論になっていないというと ころでしたので、それを踏襲するような形に今しております。以上で す。
1:11:44	はい、わかりました。
1:11:47	規制庁のカワラサキその仕様表の書き方なのかもしれないですけど、
1:11:53	確認なんですけど、
1:11:55	基礎スラブの厚さみたいなのところっていうのは、
1:11:59	なんか杭基礎の杭の部分の説明は、耐震のほうの、
1:12:04	これあったんですけど、
1:12:05	基礎スラブの厚さ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:08	も、
1:12:09	やっぱりその仕様として、ここに記載すべき事項っていうのはどこから来ているのか、確認させてください。
1:12:22	日本原燃坂本でございます。基礎スラブの厚さにつきましては、建屋のマットスラブの評価、建屋のスラブの
1:12:32	体制強化しておりますので、それも踏まえてここで厚さを記載していると、いうところで耐震評価と、衛藤に対して取れるかなと。
1:12:41	いうところでございます。以上です。院長カワラサキですか。わかりました。
1:12:49	ちょっとすいません解説だけして欲しいんですけど、図があるじゃないですか。そのところに、基礎と、
1:12:57	基礎の子基礎の部分と、あと、
1:13:00	床の床というか、床の部分の、
1:13:04	水平方向のスラブってそこ読んでるのかなと思ったんですけど、あと
1:13:09	フーチングじゃないですけどその間の高騰物があると思うんですけど、それぞれ今の仕様書との対応関係を簡単に解説いただけませんか。
1:13:24	少々お待ちください。
1:13:41	日本原燃坂本でございます。
1:13:43	今、共有画面の方に移しております建屋の図面のところの説明ですけども、
1:13:51	先ほどの600のところですけども、図の一番上のB3B4の間にあります、スラブの厚さ600というところでここで評価をしておりますのでこの厚さを、
1:14:03	期待しているというのが一つ。
1:14:05	あとは、
1:14:06	建屋の下に国がそれぞれございますので、それぞれ国の本数、
1:14:15	今日、後継校長という国の情報を入れていると。
1:14:20	これ後はスラブの主材料として、市の鉄筋コンクリート製。
1:14:25	いうところ後、国の評価で、今日の評価しますので、この85という国の強度も入れていると。
1:14:33	いうところでございます。
1:14:36	以上です。規制庁川崎ですわかり。
1:14:39	ました。
1:14:40	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:47	はい。規制庁橋田付ける本資料に関して他規制庁側からありますでしょうか。
1:14:55	規制庁の竹田です。
1:14:57	ちょっと関連するところで何点かちょっとお伝えしたいんですけど、
1:15:05	少々お待ちください。
1:15:09	まずですね、
1:15:14	寄贈というふうに区分されている欄で、影響度に関する記載が濃い。
1:15:21	強度だけ書かれていると思うんですけど、
1:15:26	さっき粟田からも話あったと思うんですけど。基礎スラブですとかあとフーチングだとか、そういった構成部材もあると思うんですけど、
1:15:36	そういった
1:15:39	部材っていうのは普通のコンクリートで作られてるものだと思うんで、そういった部材のコンクリート共同についても記載をいただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
1:15:54	門田園部でございます。白鳥コンクリート強度を吉浦計算を行っておりますので、その辺を明確に資料でありますようにいたします。
1:16:03	以上です。
1:16:05	はい。規制庁の竹田です。そこはよろしくお願いします。
1:16:10	で、次がですね、これは記載の方法の話なんですけれど、濃い形がですね、今、0.7から1.0という記載がされているんですけど。
1:16:24	区域の種類としましては、3種類ぐらいしかなかったと思いますので、からってというふうな記載の方法あんまり適切じゃないと思いますので、
1:16:34	そこはきちっと0.7。
1:16:36	で区切って0.8区切って1.0と、そういうふうな記載にさせていただきたいんですけど、そこもよろしいでしょうか。
1:16:44	日本原燃坂本でございます。おっしゃる通りです。そこまで使ったの三つ。
1:16:48	だけでございますので、必ず書くのではなくて、明確に、対象の差の、明確に記載いたします。以上です。
1:16:59	規制庁の竹田です。はい。お願いいたします。
1:17:03	それで最後なんですけれど、この別紙Gの一番端っこが備考になっていると思うんですけど、
1:17:14	その一番下の丸、小貫さんの意味がよくわからなかったんですけど、説明いただけるでしょうか。
1:17:27	いや現在サカモトでございます。画面ちょっと上に発電のやつ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:34	と、
1:17:36	中はすでに、
1:17:38	それ、発電の方では、底面の標高という、昔は基礎版底面の高さという ことで、
1:17:51	建屋の基礎の場面、
1:17:55	暫定値の高さを明確に、衛藤の方では、全部しております。衛藤再処理 等近江は全部経験者の方に確認いたしましたが、
1:18:07	こちらの値は、藤堂評価等という解放基盤面とかですかね、そういった ところの評価で、建屋と地盤の
1:18:17	衛藤許可になるようなところの、
1:18:20	評価に関わるところで記載していると、というような話もありましたの で、我々、疑似法に基づく、1隻に設計する上では、
1:18:30	この情報が直接、設計の値として幾つされるものではないということ で、記載しないとしたものでございます。以上です。
1:18:45	はい。規制庁の竹田です。
1:18:50	その介護基盤面という話もあったんですけど、それっていうのは炉の 方では、木曾。
1:18:58	形式が直接基礎、この場合べた基礎だと思うんですけど、ベタ基礎であ るので、基礎スラブの面が、
1:19:06	結局、建物の指示、
1:19:09	支持地盤ですね、
1:19:12	基礎底面イコール支持地盤であるということを示すために、記載してい るのかなと思っているんですけどそういうわけじゃないんでしょうか。
1:19:25	日本原燃嵯峨小田でございます。その通りだとでございます。こちらの昔 の衛藤。
1:19:33	施工人工事計画、工事計画外ガイドの方に、昔のやつはどんな形で作成 しなさいという記載でもとっていた。
1:19:44	当時もので、今回はこの底面の標高という記載が、昔からあったと。
1:19:50	いうところでは全部さんもそれに基づいて、昔からこの辺りが書いてい るといところで、その意図としては、今おっしゃった通り、伊田と衛 藤、
1:20:00	思います。以上です。
1:20:03	はい。規制庁の竹田です。わかりました。そういうことであるのであれ ば、この建物についても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:12	スラブの底面の標高というのは別に書く必要はないと思うんですけど、
1:20:18	杭基礎の先端ですね。
1:20:21	支持地盤の位置、それについては明記する必要があると思うんですけどいかがでしょうか。
1:20:34	出野阪本でございます。了解いたしました。うちの建物に通して、これを考えてみると、その辺りが必要だと、いうことで考えますので、記載の方、見直しいたします。
1:20:49	規制庁の竹田です。ありましたお願いいたします。
1:20:54	私からはこの資料については以上です。
1:20:58	はい。
1:21:00	江藤。
1:21:01	清清野オオハシですけども、1点だけ記載の問題だと思えますけどもちょっと7ページ目で指摘を、
1:21:08	したいと思えます。
1:21:10	7ページ目のところの右側にその備考があって二つ目の丸ですけども、主要数、主要寸法の概数については、
1:21:22	7で示しているため、
1:21:24	保管エリア寸法を記載するっていうふうに書いてあって何か少し説明が回ってる気もするので、
1:21:31	これ保管エリア先方として面積を記載するとか、何かそういった、
1:21:36	ことかなと。
1:21:37	思ったんですけどいかがでしょうか。
1:21:41	辨野でございます。おっしゃる通り、わかりづらいので、面積として記載するというところの表現見直しいたします。
1:21:51	はい。
1:21:53	私からはこの資料以上ですけども、規制庁から他ありますでしょうか。
1:22:00	はい。ないようであれば、竹田さん他の資料とかでは指摘は特にないということでよろしいですか。
1:22:08	規制庁タケダですはい。その他、私は大丈夫です。はい。それは、タケダの方はちょっとこちらで、
1:22:15	退出ということになりますけどもよろしく申し上げます。
1:22:18	それでは続けたいと思えます。
1:22:23	順番通りだろうと思えます。62番の工事の方法ですけども、
1:22:31	こちらの方お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:42	ちょっとこれ確認に近いんですけども、11 ページ目の方お願いします。
1:22:57	この11 ページ目のところ
1:23:00	この
1:23:01	上に固体廃棄物の廃棄設備、各区画というのがあってそれが経営管理っていうふうになるんですけどもこれ管理としてる理由っていうのは、
1:23:12	どういったことなんでしょうか。
1:23:16	日本原燃阪本でございます。工事期間中を期間中は、既管理工事した上で、工事が終わって、
1:23:27	使用前検査小額に終わって、管理区域へ設定すると、というような流れになりますので、工事の期間は非管理という形。
1:23:37	他の、非常用設備とかそういったものは、季節につなぎこみとございますので、一応第二種管理区域、隣のウェイト、既設側等の取り合いがありますので、第二種というところを記載しております。以上です。
1:24:01	ということですか。わかりました。この後、確認ですけども、
1:24:07	この左ところのFとGのL a n g e r 区画に関してはバーとなっていると、ということですけども、こちら
1:24:17	理由を説明いただけますか。
1:24:27	インフレねサカモトでございます。建屋を建てて、管理で建屋を建てて、そこに室を設置していく区画をペンキで、
1:24:37	A棟と送電適格を作って、通行までで商売。
1:24:44	検査障害は障害事業者検査を受けますので、それまでの工事の間は、その中は非管理と扱いますので、放射性廃棄物等が発生しないと。
1:24:54	いう保全作業にはならないということでございます。以上です。
1:25:00	わかりました。
1:25:04	すいませんコサクです。最初の方にカワラサキからもあったと思うんですけど、
1:25:10	検査をして、
1:25:12	管理区域にするって言われるのは何となく最もだとは思いつつ、
1:25:18	と、
1:25:19	壁を撤去したり云々という話も何かあったような気がするんですけど。
1:25:25	それとの関係でどういうふうに流れるのかわからないって今一井今の説明も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:31	クローズしないような気はするんですけど、どうされるおつもりですか。
1:25:37	日本青年サカモトでございます。
1:25:39	江藤先ほども、今、このそれぞれ断片的に記載しております、全体としてどういうふうな工事がいいのかというのはおっしゃる通り、井口はわかりづらくなっています。例えば右側の建物、
1:25:52	ここで、第二種管理区域の境界にあるその衛藤開口部をつけたりそういった作業もございしますが、これが固体廃棄物のエリア設定とどういう流れでどういう関係になっていて設定するのかと。
1:26:03	いうところが見えないので、図だったり説明文だったり、つけて、その全体の工事の流れを、個別だけじゃなくてそこをちょっとわかるように見直させていただきます。
1:26:16	以上です。
1:26:17	はい。お願いします。
1:26:24	はい、江藤ほか。
1:26:26	62番の工事の方法についてありますでしょうか。
1:26:31	はい。では続けたいと思います。続いて65番の品質マネジメントシステムに関して、
1:26:39	質問のある方お願いします。
1:26:41	規制庁の藤丸。
1:26:44	尾上。
1:26:46	はい。
1:26:48	もう、
1:26:51	見ていると。
1:26:58	口で言うと、
1:27:01	3のところの変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法といったところは、変更前後で書かれているといったところなんですけれども今回この設計及び工事に係る品質マネジメントシステムというところは、
1:27:16	この変更前後になっていないっていうのは、全体的に基本的に変更する箇所がないというふうに理解していいですか。
1:27:30	日本原燃軽部です。
1:27:32	今藤原さんがおっしゃった通りの理解で結構です。以上です。
1:27:38	フジワラです。わかりました。
1:27:40	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:42	添付書類に関してで、両括弧 2 で設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書で、衛藤。
1:27:52	最終も上がってくる
1:27:53	もうこちら今回、
1:27:55	溶接の話が書かれているかと思ってます。
1:28:01	基本的には、その申請に係るものが、東天紅に書かれていくのかなというふうに思っていますが、やっぱり主要な溶接部の話が盛り込まれているっていうのはどういう整理なのか、ご説明いただいてもいいですか。
1:28:24	助言の下の図で、今おっしゃっていただいた質問は補足説明資料の、
1:28:32	この辺で言うと何、20 ページ。
1:28:35	3.4 の部分でよろしいか。
1:28:49	そう。
1:28:50	ですね。
1:28:52	はい。添付でも同じことが書かれているのかなと思いますが。はい。
1:28:57	主要な話が書かれている、今回の申請を見ていると、この主要な
1:29:06	とされているんですけども、今回記載された理由ですね、そのあたりを教えていただきたいんですけども、そうでしょうか。
1:29:16	井上カロウジです。こちらについては第 4 回第 5 回同様ですねえと、全体の
1:29:25	やつを期待しております、
1:29:27	申請書としては、全体一連の流れとして、5 日のプロセスを記載していると。
1:29:35	いうところで、規制庁としては整理しています。その中で、補足説明資料として、今回申請の対象のものについては、業務実績とか業務計画、こちらの方を、
1:29:49	具体的に示し、
1:29:51	整理している。
1:29:52	いう形でございます。以上です。
1:29:59	第 5
1:30:00	もうちょっと書かれて添付
1:30:03	と実績または 4 のところでは、
1:30:08	パーンなんていって業務がないというふうにされていたかと思います。大丈夫なのって言ったところは、第 1 回からってのシリーズのっていうので一式書かれたのかなというふうに思っていたんですけど、今回この単品もので書かれ、書かれているっていう整理。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:23	は、どういった考えでされているのかちょっと説明いただいてもいいですか。
1:30:36	日本原燃鹿野でございます。
1:30:39	第1回から第5回までの、まずは整理として、インスマネジメントシステムの説明書をつけていくというところで、今回
1:30:49	第1回から第5回以外、
1:30:51	設工認ということで、同じものをつけさせていただいてますけども、基本的に、この一連のプロセスを踏むことで、技術基準、安心関係準備、
1:31:03	初めて湯。
1:31:06	あんまり他の
1:31:10	授業料の実績、考え方もちょっと聞いてはいたんですけど、基本的に同じ考え方で、同様のものをつけるというふうに、
1:31:20	以上です。
1:31:22	成長の千葉ですじゃ、あれですかね等、
1:31:26	必要な方も確認されて
1:31:32	違う、1年は超えているものとは別で出てきた場合に溶接部が含まれていなくても意識示すようにしているっていうのを踏襲されているという理解でよろしいですか。
1:31:45	いろんな数です。その通りでございます。
1:31:48	以上です。市長の藤原です。わかりました。
1:32:03	65番の品質マネジメントシステムに関して他、規制庁だったらありますでしょうか。
1:32:09	古作です。ちょっと今、今姜。
1:32:16	ペーパーを1社発掘し切れていないんですけど、
1:32:23	添付書類で書く内容っていうのは、
1:32:28	定型的なものを書けというのではなくて、今回の工事の実績計画を書けと。
1:32:35	いうことになっていたと理解をしているんですけど何かそういう運用になってないと。
1:32:42	いう説明をされているようで、
1:32:46	ちょっと戸惑ってるんですけど、何か確認してあることってありますか。
1:32:58	合計値のサカモトでございます。
1:33:01	当発電所は、変更の都度、変更に関係別表第2のところにもあります通り、変更に関係する添付書類をつけなさいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:11	いうところなので、
1:33:14	変更する部分つけているという理解でございますただ、品証のところも含めて、ちょっとろうの方が、
1:33:23	こういう変更の再議といった形つけて、ちょっといま1度しっかり確認させていただいて、再度ご説明させていただきます。以上です。
1:33:33	はい。規制庁コサクです。
1:33:37	実用炉の方は、設工認のガイドをご存知の通り書いてあって、その中で
1:33:45	実績計画をという、
1:33:48	ことで、
1:33:50	書かれていますので、それで
1:33:55	実用炉その工事で関係ないものを消してるのか、残してるけどどうなのかとかっていう具体まで私も確認はしきれてないんですけど、
1:34:07	提携書くもんです後は補足ですっていうことではないと思いますので、その点、もう少し確認をしておいていただければと思います。
1:34:20	日本原燃狩野です。承知しました。ありがとうございます。
1:34:27	他、規制庁から指摘ありますでしょうか。
1:34:33	はい。なければ進めたいと思います。
1:34:36	続いて、少し飛びますけれども、70番の自然現象に関して、
1:34:45	適用したいと思います。
1:34:47	こちら規制上から指摘等をお願いします。
1:34:52	規制庁の藤原です。
1:34:55	14ページあたりは、全般的にどう言ってもいいのかもしれないんですけども、
1:35:03	10ページぐらいから竜巻の話が書かれていて、今回のPRA、濃縮廃棄物建屋が、設計上想定する
1:35:14	竜巻の設計荷重に対して健全性を確保する、発行する設計とする正しいということで貫通と裏面剥離に対してはって話をされてるんですけども、
1:35:25	こういう話も聞かれている中で、衛藤。
1:35:28	補足説明。
1:35:30	補足説明欄のところこれまでの民間のところの情報を抱えてたりするかと思うんですけど、3ポツの経過所の設定とか、こういったところって、今回の
1:35:43	店舗に渡る部分の記載に、
1:35:46	具体的に書かれてないっていう定義は、どういった。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:50	考えて、されてるのご説明いただいていいですか。
1:36:00	日本原燃芝田です。
1:36:03	第5回申請においては、その建屋の評価をする時の評価の方針というものを、申請書の本、添付書類の本文、
1:36:14	に記載しておりましたが、今回は申請書の本文では、別添2の方に飛ばしましてその計算書の中で
1:36:26	第5回申請までは、添付書類の本文に書いていた方針をすべてまとめて記載して、スリムな形にしたといったものになります。以上です。
1:36:37	規制庁の辻村です。
1:36:40	甲斐までと整理の仕方を変えたってことなんですね。
1:36:44	スリム化がいいのかどうかというか、本部のところまでここまで、さっき、
1:36:50	必要書く必要がないというふうに整理されたということですかね。絶対に書かれているのはもちろん、わかっているものの、第5回までは両方ともに記載されていてその具体的な
1:37:03	具体的な内容も前提の中で示されていたように思うんですけども、
1:37:07	定義を変えて、その辺は記載しないようになったってということなんですかね。
1:37:15	日本原燃曾田です。第5回申請の時も添付書類のその別添に飛ばしていたものと、本文の方針として記載していたものがもう熟しているようなものでしたので、
1:37:28	今回別添2の方に記載するというふうな整理にさせていただきました。以上です。
1:37:40	よりは、
1:37:42	本分。
1:37:44	返されるべきかなと思ったんですけども、健全性を確保しないのであればそのなんか細かい話っていうのは絶対とかでもいいような気がするんですけども。
1:37:54	今回、この健全性を確保するんですけどっていう話の中で、こういった具体化2人というか、積極荷重ってどう考えてるのかっていうのがわからないっていうのはちょっと、
1:38:05	年上トンボな気がしているんですけども、どうでしょうか。
1:38:14	日本原燃さんです。おっしゃる通り、そういう認識もありますので、対公開申請に、
1:38:23	戻して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:25	15 ページの資料でいけば、括弧一位の 2 段落目の、
1:38:33	ですかねそこに建屋の評価の方針だったりというものを記載拡充させていただいて、同じく別添の方でも同じような記載。
1:38:44	方式経産省としても、一つ分パッケージ。
1:38:47	いうふうになるようにいたします。以上です。
1:38:50	規制庁の藤村ですよろしくお願いします
1:38:53	組み合わせ。
1:38:56	あたりも適宜
1:38:57	検討されて、
1:39:01	きちっとカワラサキです。ちょっとその前提でお聞きしたいんですけど。
1:39:06	そもそもこの建屋ってどういう設計にしようとしてるんでしたっけというところで、
1:39:12	風荷重とか、あと飛来物とか、
1:39:16	に対する設計方針が建屋ごとに違っているというのが許可の時の整理だったと思うんですけど、その点での、
1:39:23	大本の説明をちょっと、
1:39:26	していただけないでしょうか。
1:39:30	日本原燃芝田です。竜巻に対する防護としましては、事故時の漏えいした時の影響が一番大きい 2 号、均質槽、これは建屋によって防護する。
1:39:42	としていますので、竜巻による設計荷重、
1:39:45	または、設計飛来物による貫通、裏面剥離これにおいては建屋により防護し均質槽の補均質を設備自体で守るものではないという整理。
1:39:57	それ以外の建屋については、
1:40:00	基本的には、設計飛来物の貫通裏面剥離による、本は期待しないものとなっています。
1:40:07	今回新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋も、収納しているものが、雑固体廃棄物という
1:40:15	そうした場合の影響が小さいものですので、設備または運用による防護する施設としまして、
1:40:23	しております。その場合、建屋による防護全く期待しないのかということも、そうではなくて直接 100 メーターパーセクの
1:40:33	風荷重の影響だったりっていうのを受けないように、竜巻の設計課長、いわゆる

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:39	風圧力だったりといったものに対しては建屋の健全性が守れるようにしようと。
1:40:44	設計の趣旨でございます
1:40:46	ただ、設計飛来物。
1:40:49	やったときの壁が壁に穴があくとかっていうものに対しては、防護期待しないといったものになります。以上です。
1:40:56	規制庁、川崎です。多分今、説明していただいたようなところの、
1:41:03	箇所が今ごっそりと抜けてしまっていて、
1:41:07	設備また運用と言いつつ、こういう設計ですとって必要な部分については当然、書かれていないと藤原が言ったように、全く説明がなされていないということになってしまうので、
1:41:20	申請書本。
1:41:22	ところですかね。
1:41:24	も含めてってことでいいですね。
1:41:27	記載すべき事項を、今回の対象に関してということなのかもしれないんですけど記載すべき事項をきちんと精査していただければなあと思います。以上です。
1:41:38	規制庁コサクです。ちょっと補足すると、べ。ここで別添って言われているようなものっていうのは個々の設備に対しての詳細の説明と、
1:41:48	ということですけどそこに至る前の本文という添付の本文と言われているのは、施設全体としてどういう設計方針であり、
1:41:59	どう割り当てていくのかという、
1:42:02	どの設備はどの区分タイプでというようなことがわかるようなところまで、全体を示し、そこで設計荷重なりなんんりの考え方っていうのもあるので、
1:42:14	ここに展開したときには、本文で書いてあるうちのこの部分ですということがわかれば、別添の方で
1:42:22	対象が見えるると。
1:42:24	ということ書類構成をしているということで最初にボックスでも議論をしていて、対応してい。
1:42:32	濃縮の第5回まででもそうやっていたと、いうふうに理解をしますので、先ほどカワラサキ等も言ったように、基本的な考えというのを本部側で見えるようにして、
1:42:44	おいていただければというふうに、
1:42:46	思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:51	弓削西部です。そうしましたらただいま、現在の記載ですと、一番最初から、背設備また運用により防護する施設と、
1:43:00	いうそこからのスタートになってしまっていますので、最初からのストーリーがわかるように、記載のほう拡充していきたいと思います。以上です。
1:43:11	規制庁コサクですその上で先ほどの話の中で、ちょっと
1:43:16	切り認可部分に回っちゃうので申し訳ないんですけど。
1:43:20	設計飛来物通能
1:43:25	影響っていうのはあん中がないので、防護までは考えませんっていうのは理解はするものの、そうすると、設計飛来物で壊れた場合、中にあったものが飛散すると。
1:43:39	いうことがあり得るっていうことだと思うんですけど。
1:43:43	それについてはどういう、その飛散物が一波及影響を及ぼすということがないっていうのは、どういう整理になってるんでしたっけ。
1:43:57	日本原燃芝田です。まずは、故付録を内包するような基金、
1:44:02	これについては配管等分もありますけれども、まずはシリンダー等の設計飛来物が当たっていても、貫通裏面剥離により損傷がしないもの。
1:44:12	に廃棄回収生産停止をした上で、そこに収納することにより閉じ込め機能を担保するというふうにしております。
1:44:20	その他の液体廃棄物の廃棄施設だったり、あとはその配管だ、その他のものについては、開口、
1:44:31	心筋飛来物が壁に当たって、貫通孔とか、そういうものが入ったところから、機器が飛んでいかないように、機器であればボルト固定をして、
1:44:41	今回申請する日配に収納する。
1:44:45	案内廃棄物だったりっていうのは、ドラム缶自体が飛んでいかないように、固縛の対策を受けていくといったような防護設計の方針になっております。以上です。
1:44:55	はい。コサクですわかりました
1:44:58	既認可のとき2マス、防護を期待しない。
1:45:02	建屋内に入っているものについては固縛によって飛散しないようにするという設計方針をここでも適用すると。
1:45:10	いうことで理解をしました。そうするとすいません私自身ちょっと添付書類とかしっかり読み込んでないので申し訳ないんですけど。
1:45:18	固縛の考えとかっていうのが入ってると思っていいですか。
1:45:24	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:25	はい。
1:45:27	はい。竜巻、今回の申請におけるドラム缶を結構アップする。
1:45:33	その固縛はどうやってするんだというものは申請者の方で記載させていただいております。
1:45:38	はい、わかりました。
1:45:45	それと他施設のフジワラです。あと同じような、
1:45:52	も、ところ、
1:45:54	ところの排水設計とかについても今回、かなりテンプレの方の部分が走られてるような気がして、
1:46:03	実際に、
1:46:05	雨水の話がある程度書かれているものの排水設計は、
1:46:10	後、別紙。
1:46:13	B C Gに保護されているような形なので、このあたりもどこまで、店舗の本文に書くべきなのかといったところを、検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。
1:46:28	日本原燃芝田です。
1:46:31	了解しました。今現在前者の方でもちょうど降水の議論がされていたかと思しますので、どの程度まで、申請し、添付書類の本文に書いて、その個々の個別計算だったりというのをどういうふうに、
1:46:44	表現していくかというのを経験しながら進めていきたいと思い、
1:46:51	あ、規制庁のカワラサキです。
1:46:55	工水については、
1:46:56	補足資料で、かなり書かれているので、確認させて欲しいんですけど、
1:47:02	ページで言うと 38 です。
1:47:06	まだ、
1:47:07	排水設計ということで、今おっしゃっていただいたのが、全体の流れを汲んだ資料ということなんだと思うんですけど、
1:47:15	これ基礎高さ 200mmとしているじゃないですか。で、排水については、
1:47:23	そこを超えない。
1:47:26	ようにということ。
1:47:28	出してるんですけど、
1:47:31	これカット的にも、圧倒的にはどのぐらいまで行くとかっていうのを確認されてるんですかね。今単純にその面積の割り算で出してるような、
1:47:41	理解をしていたんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:42	そこは一応、パッド的なところも、
1:47:46	見えてる評価になってるということなんでしょうか。
1:47:58	日本原燃柴田です。高さんが、その補足的に跡地にはどれぐらいになるかという評価、向こうは、今の申請書の、
1:48:07	この補足説明資料のものには載せておりません。というのを、1時間総量が67ミリというものに対して、計算して、
1:48:17	それに一面なく排水することができるもん粒子。
1:48:22	給付の説明の機会になっていますので、
1:48:25	この後も付言はしていない。
1:48:29	局長。
1:48:31	規制庁カワラサキだから1時間単位では、
1:48:36	すべて排出で、すべてじゃないか、67mmまでのところで排出できている。
1:48:40	ということで、
1:48:42	設計としては確認できているという理解をしました。
1:48:46	以上です。
1:48:56	衛藤。
1:48:57	規制庁の大橋ですけれども、
1:49:02	この薄井のところで、まず1点確認したいんですけれども、
1:49:17	27ページのところで、
1:49:22	作業水の説明、雨水の流れの説明をしていってあってですね、それと、
1:49:29	そうですね、シートの方で後ろに関して説明してるんですけれども、雨水の、
1:49:34	排水ですね、にしているんですけれども、
1:49:37	エクспанションジョイントのところの、排水に関してどうなってるかっていうのをちょっとつけて欲しいんですけれども、一応この耐震のほうの資料の
1:49:50	を見ると、一応
1:49:52	エクспанションジョイントの詳細図みたいなものがついていてなんか出席シートをつけたりとか、その他薄井に関する考慮とかしてるようなんですけれども、この辺はこっちの方の薄井本体の方の資料に基づき、
1:50:04	説明いただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。
1:50:12	宮銀の柴田です。了解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:15	降水時にエキスパンションジョイントのところに止水のシートがあって、構成事業の中に水が入ってこないという、そういった説明を追加させていただきます。以上です。はい。
1:50:33	あと、記載の話になりますけれども、この9ページ目、お願いします。
1:50:50	9ページ目で
1:50:56	大丈夫ですか。はい。9ページ目で、
1:51:01	表がついていて、一応この3番のところの、
1:51:07	ところの
1:51:11	ところで、パー米っていうのがありますけれども、その他となことから、外部火災とかですね、その米の、
1:51:20	説明の中で、一応竜巻等の事象に対しては、
1:51:26	本機器がUFVIを内蔵する機器ではないこととか、あとは
1:51:33	事象発生事象、当該事象の発生があった時にその機器を運転を止めるとい、この二つの理由からとの対象外としていると、いうふうな記載がされてますけれども、
1:51:44	一方その20ページの方の、
1:51:47	設工認の方の
1:51:50	方の記載を見ると、この20ページ目の、
1:51:54	3.7の、
1:51:56	3行目から4行目ですね。
1:51:59	ここ見るとユー・エス・エスを取り扱う設備及び機器がないためということでその理由が一つしか書いてないというようなことなんですけれども、この辺ちょっと整合した記載にさせていただきたいんですけどいかがでしょうか。
1:52:21	うんN-Sパックです。もう一度、ここの表2ページの表に書いてルーものと20ページの記載の方を比較して確認はしますけれども、
1:52:31	趣旨としましては、三浦濃縮廃棄物建屋で、UF6を内包する機器を設置していないので、その機器に生産機器の生産運転停止に係る措置、
1:52:44	というものも、そのUF6を内包する機器ではないという一言で保管しているつもりで確か。
1:52:50	思いますけれども、もう1回ちょっと比較して検討させていただきます。以上です。
1:52:55	はい
1:52:57	理由というよりもちょっと整合をとって記載してくださいってことですので整理をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:02	衛藤。
1:53:05	多分は、
1:53:09	この17ページ目、これをキーなのかなと思ったんですけども、17ページ、17ページ目で、備考のところに
1:53:18	プレスの竜巻防護設計というふうに書いてあるんですけども、これは、
1:53:25	この備考のところですね。
1:53:29	日本原燃芝田です。その提示、
1:53:34	人員とかも見てもらうと、(3)、19、
1:53:38	いろいろ増えていると公債分ところにポツを合わせてしまっていたので、何か一つできてるようにちょっと見えてしまってるんで、適切に見やすいように表現を、はい。
1:53:50	対応するなりして、見やすいします。以上です。
1:53:53	はい。
1:53:56	あとちょっと、
1:53:58	他に質問になります。
1:54:00	かとも思うんですけども、15ページ目の(2)のドラム缶等というふうなことで頭がついてますけども、この冬季のこういったもの含むでしょうか。
1:54:13	日本原燃芝田です。固体廃棄物として保管廃棄するものを、すべてドラム缶に入れるというよりは、事業許可の方でも、
1:54:23	ドラム缶に入れて収納するものと、樋口の状態を保管廃棄するものというものがあまして、それをすべてドラム缶換算で容量として見たときにどういうふうな他廃棄にしていくか。
1:54:35	というものにしてますんで、このドラム缶等というところには、有志で他廃棄するものも、
1:54:43	金です。
1:54:47	はい、わかりました。
1:54:50	はい。衛藤。
1:54:52	70番の自然現象の資料に関して他ありますでしょうか。
1:55:00	はい。
1:55:00	それでは、進めたいと思います。では72番の方の、火災防護に関して、
1:55:07	質問のある方お願いします。
1:55:12	規制庁の藤原です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:13	いくつか
1:55:16	の話ではなくて、リンクづけとかの話になるんですけども、重要系チームの
1:55:26	自動学会報知設備の配置が略図なんか書かれているんですが、
1:55:32	こちらが別紙で、
1:55:35	欲しい。
1:55:37	設置の考え方みたいなのが、
1:55:40	20 ページ、最後の付則Ⅱ。
1:55:43	うん。いいですかね。衛藤煙感知器の設置方針とかが書かれているので、そこにリンクされた方が、ちょっとこういうふう配置されてるのが、なるほどねというふうに繋がっていくと思うので、
1:55:55	この別紙へのリンクを、
1:55:59	この内容書いていただく。
1:56:05	上野サカモトでございます。ご審議的な通り、この配置、この配置を示した上でその方針を説明して、最後、10 ページですので、しっかりリンクするように見直しいたします。
1:56:18	清町の氏原ですよろしく申し上げます。
1:56:21	あと、
1:56:22	とても細かい点なんですけれども 15 ページのところ、
1:56:25	屋外の消火栓の配置概略図で、円がバーツと書かれているんですが、片方の絵の訂正については凡例があるんですが、
1:56:36	細かい点多分今回の申請にはあまり関与しないところ。
1:56:40	期待してるところの部分の反映がないので一応これもつけていただけるとわかりやすいかなと思いますのでよろしく申し上げます。
1:56:50	4 月末でございます。はい、おっしゃる通り、もうちょっとわかりづらいので、両方の波線の意味、この関連の方に追加いたします。以上です。
1:57:15	はい。衛藤。
1:57:17	井内オオハシですけれども。
1:57:25	ちょっと記載の話ですけれども、この資料の 3 ページ目の、2 ポツの 2 行目のところ、
1:57:33	1 行目から 2 行目にかけて、
1:57:36	括弧で、11 条火災等による防護、損傷の防止、1 項及び第 3 項というふう書いてますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:45	この第1項及び第3項という記載は、他の資料ではこういった記載は書いてないかと思えますけれども、これ記載する必要がありますでしょうか。
1:57:55	1014条のその健全性に関しては、中出他の内部平井口と、
1:58:01	飛散物と分けているのでわかりますけれどもこの資料でここ書く必要ありますか。
1:58:09	インプレス坂元でございます。ご指摘の通りここは、まず冒頭で、第11条の基づく説明だということが説明できれば、その下でそれぞれのところでどれが該当するかという説明してるんでここで1個、
1:58:22	3個書く必要はないと。
1:58:24	いうところのご指摘の通りでございますので、修正いたします。
1:58:29	以上です。はい。よろしくお願ひします。あと、
1:58:35	ちょっと確認ですけども、10ページ目ですけども、
1:58:41	10ページ目の5ポツの火災の感知及び消火の二つ目のポツで、
1:58:48	消防法に基づくっていうところの記載の箇所ですけども、これは2行、二つな文章があつて二つ目のところに消防法に基づきつてあるんですけども、
1:58:59	このうちはここでよろしいですか何か、住まいの方に欠くことの、
1:59:05	各
1:59:07	必要もある。
1:59:08	かと思つたんですけども、
1:59:10	じゃあ、この歩行距離20メートル以内で設置すると、そこは消防法に基づき上のところはそういう、それ、そうではないというふうにも良い。
1:59:18	んですけども、いかがですか。
1:59:22	日本原燃坂尾でございます。商業容量5mm20メーターもどちらも消防法に基づきなので、これが建屋には、消防法に基づき必要な容量を建設するとともに、
1:59:34	報告より事務連絡で設置するという形で記載を見直しいたします。
1:59:40	以上です。はい。
1:59:42	よろしくお願ひします。
1:59:46	課題に関して他はよろしいですかね。はい。すいません、長田です。先ほどお話のあつた15ページの、
1:59:55	屋外消火栓の
1:59:58	この有効な範囲の図で、左、補足図の左上のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:07	搬出入湯についてわあ、嚙下入らない部分があるというような図になってるんですけど、これってどういうことなの。
2:00:21	天然サカモトでございます。
2:00:23	衛藤消防法上、衛藤いう広範囲な建屋の範囲に対して、必要な消火栓、これを設置してその範囲におさめると。
2:00:31	消防署それがおさまらないところについては、移動式第三種評価設備、これを設置することによって、それを兼ねることができるという要求がありまして、既認可の申請では、
2:00:43	ところには、この辺の範囲ではないけれども第3章を設置しますというところを確認申請しておりますので、ここは、
2:00:52	屋外消火栓ではなくて、第3章が設備の方でカバーをするというところになっております。以上です。
2:00:59	わかりました既認可でもそもそもそういう整理をしていて、それをわ一日に梶店であれですかね
2:01:07	右下に書かれている子名書きはあって、それは変更なしってことですか。
2:01:15	その通りでございます。
2:01:17	はい、わかりました。
2:01:23	火災防護に関して他よろしいでしょうか。
2:01:26	はい、よろしければ進めたいと思います。続いて75番の健全性に係る説明資料に関して、
2:01:36	よろしく申し上げます。
2:01:46	規制庁高橋です。最終的には多分記載ぶりだけの問題だとは思いますがちょっと、記載の意図というかが確認できないので、
2:01:56	いただきます。
2:01:58	多分9ページだと思うんですけども、
2:02:06	ちょうど左側で下線が引いてあるところ中のそれを佃浅尾さんですね、ごめんなさい、千野さんのところなんですけど、
2:02:15	ここ
2:02:16	ちょっと読ませていただくと、本申請において新設建物設備は、徹底基準事故の発生を想定する建物設備及びないため、定期事業者それぞれ環境条件においてもその安全機能を発揮することができるって書いてある。ちょっと何か、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:32	おかしな津波になっていて、要は何が言いたいかというのですね、要は設計基準、中瀬想定してない建物だけれども、保守的にそういうことの機能を発揮できるようにしているというようなことを言いたいのか。
2:02:45	それとも、そういう機器じゃないけれどもそういう状態になっても他のそういう、全然な安全機能を損なうようなことにはならないような、ケアをしているという意味なのかちょっとそういったところの意図がちょっと確認できるような、
2:02:59	ちょっと読み取りにくくなってるのでちょっとそこも伊東を、
2:03:02	を教えてくださいませんか。
2:03:09	高本でございます。
2:03:11	江藤セキュリティーとかいう分を取り扱う設備にも工事なっておりますので、この建屋につきましては、最初になっていない。
2:03:20	ところで、先ほどの移動でございますが、設計基準事故が起きた場合に、その契約の館野氏に対しては、環境条件等席順地区の影響を受けない。
2:03:34	いうところでございます。抜けないので、安全機能は発揮できるというところでございます。その意図がちょっとしっかりわかるように、この記載を見直させていただきます。
2:03:45	以上です。はい。高松ですよろしく願いいたします。
2:03:49	はい。
2:03:54	他規制庁から、この資料に関して、堰等ありますでしょうか。
2:04:01	はい。それでは説明したいと思います。76番の不法な不法侵入防止に関して、質疑をお願いします。
2:04:15	規制庁川崎ですちょっと1点だけお願いなんですけど、
2:04:19	これ他の資料もそうなんですけど、
2:04:23	多分捕捉すべき事項がほとんど書かれてないんだと思う。
2:04:27	資料に書かれてないと思っていて、
2:04:30	例えば今回、一般的な設計としては申請書に書かれ、本文に書かれている通りなんだけれども、
2:04:37	実際該当してない。
2:04:39	ところとかあるじゃないですか。例えば鉄筋コンクリート造で云々とかっていったところ、
2:04:45	とかあると思うんですけど、そういったちょっと適用しているのは、どういう範囲ですっていうのを補足していただきたいと思ってるんですけど、この資料だけではないのかもしれませんが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:58	いかがですか。
2:05:04	元ワカバヤシです。
2:05:06	現状この資料とか他の資料も含めて、
2:05:09	そういったところが明確になっておりませんので、こういったものが適用されているかで適用していないのは何かってのがわかるように、記載修正します。
2:05:21	規制庁コサクです。
2:05:23	それで言うとはですね、今回、
2:05:27	廃棄物、雑この廃棄物、
2:05:30	貯蔵ってということなので、
2:05:33	非常に
2:05:34	直接関係する条文という狭い。
2:05:37	はずなんです。
2:05:38	なんですけど、広くとらえて基本設計方針とかも書かれて、添付書類なり、補足説明資料なりということで、量としては非常に多く、
2:05:49	作成されていると。
2:05:51	ということ等で、それはそれで丁寧な説明という意味ではよかったんですけど、
2:05:57	蓋を開けると、
2:06:00	あまり関係性が書いてないと。
2:06:02	ということなのはちょっと残念なところってということなのかなと思います。
2:06:09	直接は関係しないけどこの辺が関係してるから来ましたっていうようなことだと思いますので、その点がわかるようになればいいかなと思っています。よろしくをお願いします。
2:06:23	日本原燃若林です。承知しました。
2:06:26	携わりとわかるように、適切に修正いたします。以上です。
2:06:34	はい、江藤ほか、規制庁からよろしいでしょうか。
2:06:37	よろしければ、進めたいと思います。
2:06:42	続いてが、
2:06:44	78番の安全避難通路及び照明設備に関して指摘等をお願いします。
2:07:01	規制庁大橋ですけれども、
2:07:05	1点だけですけども、7ページ目ですけども、
2:07:11	注1で
2:07:14	非常用照明に関することは書いてあるんですけども、これ誘導等も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:20	同じですかね。
2:07:28	日本原燃木村です。等々についても同様になっております。
2:07:34	以上ですちょっと読める形にしていただければと思いますので、お願いします。非常用照明しか何か読めない。
2:07:43	北井かと思しますので、
2:07:46	日本原燃木村です。記載施設の法規記載の方適切に修正したいと思います。以上です。
2:07:55	規制庁カワラサキです
2:07:58	同じところだと思うんですけど、7ページのところで、
2:08:02	非常用電源設備にも接続するし、蓄電池にも内蔵すると。
2:08:09	誘導灯はそういう設計ですと、
2:08:13	そういう理解でいいですか。非常用照明も、
2:08:16	まとめてそういうふうにかけるという理解でいいですか。
2:08:24	日本原燃木原です。その通り、乗用車メートルどちらも非常用電源設備の方に接続する設計とします。以上です。規制庁川辺です。そうすると申請書の、
2:08:35	記載が□□□□なので、その部分はきちんと、
2:08:40	設計として、非常用電源というところにも接続しますということを、
2:08:46	記載する必要があるのではないかと思います、
2:08:50	ちょっとお願いし、
2:08:55	日本原燃柴田です。一応記載が今□□□□になっている状況に見られますのは、技術基準の要求事項としては
2:09:04	外部電源が喪失した場合にもその機能が損なわれないように、バッテリーだったりをつけなさいという要求があります。その場合に対しての必要な機能としては、
2:09:15	人がそこから退避できるまでの時間、その機能が損なわれないことというふうにこちらは整理しておりまして、それに必要な時間は60分もあれば十分であると。
2:09:27	というようなものが避難時の訓練とかでも確認できておりますので、そちらをメインで記載させていただいたとなっております。
2:09:34	ただ、ご指摘の通り補足の方では非常に接続するというふうに書いて、□□□□になっているので、記載のほうは検討させていただきます。以上です。
2:09:46	規制庁のカワラサキですちょっと説明の仕方はよくわからなかったんですけど、非常用DGにつなぐんですね設計として。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:53	だとしたらそれは設計。
2:09:55	何名何て言うのかな。
2:09:58	わかんないんですけど、電源は多重化されてるっていうことで、
2:10:01	思うんですけど、そういう説明ではなくて、あくまで蓄電池があればいいという、
2:10:08	コンセプトなんでしたっけ。
2:10:15	日本原燃からです。
2:10:17	当初考えていたのは、
2:10:20	非常用電源設備は、バッテリーを内蔵する設計があくまで技術基準要件適合してるという整理だったんですが、今のご指摘の方を踏まえまして非常用電源設備に、
2:10:30	継続するということも設計ですのでこちら申請者の方に、施設に反映したいと思います。以上です。
2:10:37	規制庁コサクですちょっと
2:10:39	こちらカラー要求してるようでちょっと気持ちが悪いので一応、
2:10:44	口挟みますけど、
2:10:46	そちらの設計方針が許可なりき認可なりどう今回どうかという古藤はしっかりと整理をしてお話いただきたいと。
2:10:56	ということです。その上で実態どうしてるかということとはわかるようにした方がいいだろうということで、設工認にも本文添付があるので、そこで使い分けるっていうこともありえますし、
2:11:08	プラス補足っていうことだと思いますので、
2:11:14	位置付けをよく整理をして、まとめていただければというところです。よろしくお願ひ
2:11:22	日本原燃北野です。今の記載箇所や位置付け等を整理しまして、適切に配慮いたしたいと思います。以上です。
2:11:35	他、
2:11:39	本資料に関して指摘等よろしいでしょうか。
2:11:42	はい。衛藤。
2:11:45	受ければ、次ですけども、
2:11:51	82 番の方の、
2:11:54	廃棄施設に関して、指摘等あればお願いします。
2:12:02	特に中身がほぼ本質的なところではなくて記載ぶりだけなので、可能であるかということなんですけども、3 点目の要求事項を抱えている部分が、第一行目だけを書いていてそのあとに、ずっと各号の話が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:17	はい。
2:12:19	思っていた関係と、2.1とか22のところですか。
2:12:23	20条、
2:12:24	ここで、
2:12:25	当社の中に次に掲げるところによるものでは、
2:12:28	でなければならないところあるんですけど、その次がわからないっていう感じになってるので少しかこの辺、記載を工夫していただいて、こういったものが、そのあとの各号に書かれているのかっていうのが、何となくわかるようにしていただく方が、
2:12:40	だけ取り上げられるとちょっと気持ち悪いかと思いますので、その辺の工夫をお願いしたいという
2:12:51	基本原理シバタです申し訳ございませんでした。保管廃棄する区画を20条であれば、保管廃棄計画を除くという言葉があるので、各号の記載を省略してしまったというところもあります。
2:13:05	ので
2:13:07	各号年数が長いようだがわかるような記載にするかも随分記載するかをちょっとします。
2:13:17	藤丸。確かに
2:13:19	おっしゃる通りなところもあるので、スペックがあるかというところちょっと微妙なところもありますが、少し潰していただけるとあります。
2:13:26	お願いします。
2:13:31	他、
2:13:34	82番、廃棄施設に関してよろしいでしょうか。
2:13:37	衛藤よろしければ、説明ます。
2:13:42	瀬瀬の83の非常用電源に関して、質問のある方お願いします。
2:13:49	清町の藤村です。こちらも、
2:13:52	高いというよりは期待できないが、
2:13:55	衛藤3ページ目のところで先ほどと同じような要求事項のところなんですけれども、
2:14:00	その場合はこの2ポツに、これ、
2:14:03	交通の安全を確保するために、特に必要な設備、
2:14:07	話があって、今回、多分このへとつなげていくもの。
2:14:12	他が、
2:14:13	こういった特に設備に当たる。
2:14:15	話だと思っんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:18	機械が無停電電源装置作り電源設備の負荷となる設備ではないか。
2:14:25	のでもう少しだけ、どういったものがこの、特に必要な設備にあたって今回のそれがそれではないんだという話ができるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
2:14:38	日本原燃芝田です。
2:14:40	おっしゃる通りだと思いますので補足説明資料で言えば7ページの表1についている。
2:14:49	もの。
2:14:50	Mチェーン
2:14:52	電源装置、直流電源装置に繋がっているかというものを示しております。これを、この運転装置につないでいる、設計の考え方というものも踏まえまして、今のページのほうに記載させていただいて、
2:15:06	今回の施設引きがそれには配当しないという旨を追加したいと思います
2:15:14	施設のフジワラですよろしく申し上げます。
2:15:17	あと、先ほどおっしゃられた7ページ。
2:15:21	はい。
2:15:22	のところに、
2:15:23	まるで越冬ですかね。
2:15:26	自火報とか、通信連絡設備、ページング装置とかそちらのものが既設の集装置への接続っていうので、保管、
2:15:35	というようなところがないということで、メインのものがもうすでに2課のところまで計上されていて、そこにつなぎ込むだけなのでっていう理解でいいですかね。
2:15:49	日本原燃芝田でその理解で間違いございません。自動火災報知設備を例にしますと、今回の自動火災報知設備の感知器であったり、末端の中継器だったり、
2:16:00	ていうのを接続するのは既設の集中的、そちらでも容量が計上させておきまして、その容量の範囲内で、端末を増設していきますので、
2:16:13	そこは変わらないというような表現になって、
2:16:18	今の説明
2:16:32	日本原燃芝田です。
2:16:33	はい。記載の方、今言った内容も踏まえまして記載のほう確認させていただきます。以上です。
2:16:42	お願いします。
2:16:45	あ、規制庁のオオハシですけども、5ページ目で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:49	指摘をしたいと思います。
2:16:55	5 ページ目でその一番下に※1 ということで、既認可にて、何々を示しており、というふうに書いてありますけれども、これ既認可の部分。
2:17:05	むしろ2件提起いただくことができますか。
2:17:14	日本原燃芝田です。既認可のその1900kWの、
2:17:19	作業量を示したものという理解でよろしいでしょうか。そうです。
2:17:25	今まで金貨の部分とか、つけていたり、第5回の時あったかなという気もするので、
2:17:31	はい。
2:17:32	はい、了解いたしました。
2:17:35	ここも追加させていただきます。以上です。
2:17:44	本資料に関しては規制庁からありますでしょうか。
2:17:51	はい。それでは続けたいと思います。
2:17:56	84番の整理表の
2:18:01	全然
2:18:03	こちらの方をお願いします。
2:18:13	整理表の資料の、この5ページ目ですけども、
2:18:37	これ
2:18:42	化学物質の放出のところは共通施設共通が四角になってますけれども、これ
2:18:51	共通の個別の70のその自然気象の資料、
2:18:56	だと、
2:18:58	これが資格じゃなくてその場になってる。
2:19:01	かと思うので、その辺、整合をとって、
2:19:06	金庫が足りてないかと思うんですけどいかがでしょうか。
2:19:16	日本原燃若林です。申し訳ございません。自然現象のほうの資料を修正いたします。うん。はい。
2:19:22	お願いします。
2:19:24	衛藤。
2:19:29	ハセガワに関して私からは以上です。この整理表に関して他ありますでしょうか。
2:19:36	はい。
2:19:36	よろしければ、最後、85番の関係図書の方ですけども、
2:19:49	ちょっと確認ですけどもこの衛藤のページで、
2:19:55	この4ページ目のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:58	これ
2:20:00	遮へいのところの被ばくのところは0になっていますけれどもひざ被ばくのところの被ばく防止の説明書これ0になってますけれども、
2:20:09	これ、
2:20:13	○*かなというふうにも思うんですけどもいかがですか。
2:20:20	日本原燃阪本でございます。
2:20:22	この先ほどのお話も整理いたしますと、
2:20:26	業績方針を使用表、施設のそういった制度変更何も伴わない。
2:20:32	いうことであれば、あるので、遮へいのところの米つくるとともに、先ほど法線管理してですか。
2:20:40	音声管理に係る説明書動かんところにも※がつくと、この二つに※がつけば今回、
2:20:48	何か施設の変更等、出席が生じるものを、それ以外でどのような整理ができるということで考えております。見直しいたします。
2:20:59	はい。よろしく申し上げます。
2:21:04	一通り、
2:21:06	規制庁カワラサキです。ちょっと今のところに関連して確認したいんですけど。
2:21:10	添付書類の、
2:21:13	今回形式的なものが多いという話がさっきあったと思うんですけど。
2:21:17	添付書類については、ルールとしては、
2:21:22	多分全社とかと同じような形だと思うんですけど、既認可から全く同じですという、
2:21:28	場合の付け方ってどういうふうに、
2:21:30	整理されてるか教えてください。
2:21:37	日本原燃芝田です。既認可から全く変更がないという場合にはつけない。
2:21:44	という整理になります。
2:21:46	規制庁からこれでいうと、この表の○*ですから、この
2:21:51	関係でいうとどういう説明になる。
2:21:54	変更があるってことです。
2:22:02	日本原燃SPARTです
2:22:05	ここについては正直申請書を書くときに悩んだところではあるんですが、発電所の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:12	申請形式では変更にかかわらない部分については、添付書類もつけてないし、基本設計方針を抜粋して、記載をしているというのは確認しています。
2:22:22	その上で、それらを踏まえて、4回申請5回申請、または2並行半分の菱形にシール更新に係る申請の方を行って来ましたけれども、
2:22:32	その2後半分の新型遠心機の申請の方の考え方を今回を通して作っております。
2:22:40	その中でも添付してないそれがありましたけれども、
2:22:43	当該申請で、経営地域とかの申請でしたけれども、A水防ん
2:22:50	の対象ではない設備でしたが、補正の方で溢水の方、一斉防護の説明書の方を追加して、そこで設計容器の考え方、
2:23:00	いうものを追加受け付け開始と言った経緯を踏まえて、今回、全条文に対して、引野建物の新設の建物なので、パッケージとして説明をしよう
2:23:12	と。
2:23:12	いうふうに考えたものでございます。
2:23:14	以上です。
2:23:15	社長カワラサキ多分それは特殊事例で、つけた理由があっ。
2:23:21	だと思っていてすみません詳細な記憶がちょっとぱっとよみがえってこなかったんですけど、溢水、
2:23:28	今日、
2:23:29	か。
2:23:30	海水評価対象との関係で、麻生曾田溢水評価対象かどうかといったところを適合説明しないといけなかったのが、付けましたと、いうことだったような気がしていて、
2:23:43	だから、
2:23:44	むしろ溢水、その特殊
2:23:47	事例、
2:23:48	除いた場合に、全社としてどういうルールで、
2:23:52	やることにしたんですかの方が大事なような気がするのでもっと今回としてきちんと確認していただきたいんですが、コサクですけど、
2:24:03	今回の工事に関連するしないってところの表現が、認識として明確じゃないと思うんですね。
2:24:13	何らかその設計は、変更があれば当然関係するっていうのは、それは自明なんですけど、変更なくても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:22	元の既認可の基本設計方針に基づいて設計をするということであれば変更はないんだけど、関係する条文なはずなんです。
2:24:33	で、
2:24:36	今回、雑工廃棄物なこともあり、
2:24:39	どうなんだってというのはちょっと、
2:24:42	全体的に微妙なんですけど、火災防護だって一応防護しなきゃいけない。
2:24:48	波及影響とかを考えれば、特に火災防護は全般にかかっているっていうこともあるので、関連するでしょうし、
2:24:56	先ほどの、
2:24:59	放射線管理であっても、サーベイメーターで測りますってことを宣言しない限りは、クローズしないということでしょうし、
2:25:10	関連はしてるけど変更しなくていいんだと。
2:25:13	いう説明をするためにはやっぱり必要だっていう認識で、今回申請されたんだと思ってました。
2:25:22	それがちょっと
2:25:24	そういうふうに見える申請書だったのに対して今の説明が逆行していたので、ちょっと混乱をしているんですけど。
2:25:34	私としてはなるべく説明を尽くすという関係から作られたのはよかったなとは思って、
2:25:42	います。そこがそうであればもう少し会
2:25:46	ポイントを書きいただければ或いは、今回の申請の範囲でどこを適用してこういうふうにしてますよと。
2:25:55	いう説明があればと。
2:25:56	ということで、思ってたんですけど、結果としてどういうふうにするおつもりですか。
2:26:05	本音シバタです。今、コサクさんが、すいません自分の説明が悪くて誤解を招いてしまったと思います。コサクさんがおっしゃっていただいた、NEATで、記載してます。
2:26:16	例えば臨界で言えば、基本設計方針で固体廃棄物で、臨界の管理の対象となるものもあるといったものも踏まえて、あと被ばくでもう来た廃棄物を
2:26:28	線量の一つとして設定するものもあるので、今回それには当たらないとか、施設全体でこういうのが制定されないとその施設が使えないと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:40	そういった関連を踏まえまして説明をしているといったものになります。
2:26:44	ただ、全く関係ないものといった整理がこちらでも、整理が難しかった状況というのがありますので、もう一度ちょっと検討して、何かしら資料の形で一度提示させていただきたいと思っております。
2:26:58	以上です。
2:27:00	はいコサクですよろしくお願いします。今ちょうど例示をしていただいたので理解なんですけど、
2:27:07	さすがに臨界関係しないんじゃないかとかっていうふうには思ったんですが、収納物としてこうですよということを明確にするということから説明をされていると。
2:27:19	ということで理解をして、
2:27:21	数で、そういう説明をするという関係から、入口となる基本設計方針についても、本文で変更なしではあるけど書いてあると。
2:27:33	いう理解でいいですかね。
2:27:38	日本原燃芝田です。はいその通りです。で、一つ相談なんですけども、この整理を行っていた時に、全く関係のない共通項目の基本設計方針というのはやっぱり本文からも、
2:27:52	記載は抜くべきというものなんでしょうか。
2:27:56	規制庁コサクですそれで、その関係ないってというのはどういう、
2:28:00	ものなのかっていう古藤の話をした上でだと思うんですけど、本当に関係ないんだったら書く必要はないんじゃないかなと思います。
2:28:11	ありがとうございます。
2:28:18	はい。
2:28:19	衛藤。
2:28:20	規制庁大橋ですけれども、
2:28:23	今回飛ばした資料もありますけれども、規制庁から資料のについて何か確認すべき点はありますでしょうか。
2:28:33	コサクです。
2:28:36	86番で書いてあるものが、結局82番68番に飛ばしますと、
2:28:45	なってるんですけど、先ほどあったかもしれないんですけど82番で要領等の説明ってされてますか。
2:29:02	日本原燃阪本でございます。
2:29:04	82番のIPの方で、関西地区の容量面積の根拠というふうに広さを皆さんと設定してると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:15	いうところで、機能性能かと言われると、黒瀬微妙なところはあるかもしれませんが、ようよう容量、
2:29:21	というところで、その根拠をこちらに書いて、という整理にして民泊しました。
2:29:27	以上です。
2:29:28	規制庁コサクです書類構成はそれでいいと思ってんですけど、82 番の方
2:29:36	あまり要領について補足で説明されてるように見えなくてですね。
2:29:42	設工認の添付書類の方で書いてありますってということだと思んですけど、
2:29:50	な何か、覗くとして寂しいなっていうこと。
2:29:53	だったんです。
2:29:58	添付説明し尽くしてますってことですかね。
2:30:13	電源シバタです。ご指摘の通り、補足説明資料では、容量については説明をほとんどしていないで、申請書、
2:30:23	添付書類の方で説明をしているといったものになっております。適切な文章表現に直させていただきます。申し訳ございません。
2:30:32	以上です。
2:30:34	規制庁保坂です。わかりました。添付書類が丁寧だということで、なので、了解しました。以上。
2:30:46	他規制庁から資料に関して、何かありますでしょうか。
2:30:52	はい。衛藤。なければ、
2:30:57	今後のスケジュールに関して原燃から説明の方お願いします。
2:31:04	基本例の阪本でございます。本日いただいたコメントでございますがまずはIVの資料と、
2:31:13	これについては、
2:31:15	早々に直して出す必要があると考えておりました、
2:31:19	第1週、月曜日ぐらいには、と修正したものをお出ししたいと。で、これに基づい、これについては、衛藤。
2:31:30	音声等のヒアリングが多分この先 1920 日頃であると思いますので、そういった中に、時間ちょっと調整させていただいて、その説明をさせていただきたい。
2:31:42	それ以外の補足説明資料、多くたくさんコメントいただいております。こちらは整理した上で、来週中に修正したものをご提出させていただいて、ヒアリング日程は別途調整させていただくと。
2:31:55	いうことをさせていただきたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:58	以上です。
2:32:00	はい。ただいまの説明に関して、何かありますでしょうか。
2:32:14	はい。衛藤。
2:32:16	なければ、
2:32:17	これでヒアリングの方終わりにしたいと思います。江藤向こうの方停止してください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。